

第二十四回国会
衆議院

内閣委員會議錄 第九号

昭和三十一年二月二十一日(火曜日)

午前十時二十九分開議

出席委員

委員長 山本 桑吉君
委員 江崎 眞澄君 理事 大平 正芳君
理事 高橋 等君 理事 保科 善四郎君
理事 宮澤 胤勇君 理事 受田 新吉君
大坪 保雄君 大村 清一君
小金 義昭君 藤田 美朝君
辻 政信君 床次 徳二君
福井 順一君 眞崎 勝次君
栗山 博君 横井 太郎君
西久保重光君 飛鳥田一雄君
石橋 政嗣君 稲村 隆一君
片島 港君 細田 綱吉君
森 三樹二君

出席國務大臣

内閣總理大臣 鳩山 一郎君
労働大臣 倉石 忠雄君
國務大臣 船田 中君
出席政府委員 法制局長官 林 修三君
總理府事務官 丸山 信君
(調達庁次長) 外務事務官 千葉 皓君
(欧米局長) 委員外の出席者 議員 山崎 巖君
専門員 安倍 三郎君

二月十七日

委員 薄田美朝君辞任につき、その補
欠として山本猛夫君が議長の指名で
委員に選任された。

同日

委員 山本猛夫君辞任につき、その補

欠として薄田美朝君が議長の指名で
委員に選任された。

二月十七日

憲法調査会法案(岸信介君外六十名
提出、衆法第一号)

同月十八日

労働省設置法等の一部を改正する法
律案(内閣提出第六二二号)

同月二十日

長野県長野市の地域給引上げの請願
(西村彰一君紹介)(第六八四号)

同

金錫敷章年金復活に関する請願(薩
摩雄次君紹介)(第六八五号)

同

(中曾根康弘君紹介)(第六八六
号)

同

(植木庚子郎君紹介)(第六八七
号)

同

(久野忠治君紹介)(第六八九号)
東北地方に薪炭手当支給に関する請
願(八田貞義君紹介)(第六八八号)

同

(池田正之輔君紹介)(第七六六
号)

同

(助川良平君紹介)(第七六七号)
同(愛知揆一君紹介)(第七六八号)

同

公共職業安定所職員の給与調整に関
する請願(柳田秀一君紹介)(第六
九〇号)

同

(春日一幸君紹介)(第六九一号)
愛知県形原町及び西浦町の地域給引
上げの請願(杉浦武雄君紹介)(第
七三一号)

同

旧海軍特務士官等の恩給不合理是正
に関する請願(福田昌子君紹介)(第
七三二号)

同

請願(永井勝次郎君紹介)(第七六
〇号)

同

神奈川県藤沢市の地域給引上げの請
願(小金義昭君紹介)(第七七〇号)

同

岡山県津山市の地域給引上げの請願
(小枝一雄君紹介)(第七七一号)

同

京都府福知山市の地域給引上げの請
願(柳田秀一君紹介)(第七七二号)

同

吉松町に自衛隊しよう、舎設置の請願
(池田清志君紹介)(第七七三号)

同

本日(の)會議に付した案件
憲法調査会法案(岸信介君外六十
名提出、衆法第一号)

同

労働省設置法等の一部を改正する法
律案(内閣提出第六二二号)

同

調達庁に関する件
○山本委員長 これより會議を開き
ます。

憲法調査会法案を議題とし、まず提
出者より提案理由の説明を求めます。
山崎君。

憲法調査会法案
憲法調査会法
(設置)

第一条 内閣に、憲法調査会(以下
「調査会」という。)を置く。

(所掌事務)

第二条 調査会は、日本国憲法に検
討を加え、関係諸問題を調査審議
し、その結果を内閣及び内閣を通
じて国会に報告する。

(組織)
第三条 調査会は、委員五十人以上
で組織する。

同

委員は、次の各号に掲げる者の
うちから、それぞれ当該各号に定
める数の範囲内において、内閣が
任命する。

一 国会議員 三十人

二 学識経験のある者 二十人

三 委員は、非常勤とする。

(会長及び副会長)

第四条 調査会に、会長一人及び副
会長二人を置き、委員の互選によ
つてこれを定める。

同

2 会長は、会務を総理する。

同

3 副会長は、会長の定めるところ
により、会長を補佐し、会長に事
故があるときは、その職務を代理
する。

同

(専門委員)
第五条 調査会に、専門の事項を調
査させるため、専門委員を置くこ
とができる。

同

2 専門委員は、学識経験のある者
のうちから、内閣總理大臣が任命
する。

同

3 専門委員は、当該専門の事項に
関する調査を終了したときは、解
任されるものとする。

同

4 専門委員は、非常勤とする。

同

(幹事)
第六条 調査会に幹事を置く。

同

2 幹事は、学識経験のある者及び
関係機関の職員のうちから、内閣
總理大臣が任命する。

3 幹事は、調査会の所掌事務につ
いて、委員を補佐する。

同

4 幹事は、非常勤とする。

(部会)

第七条 調査会に、必要に応じ、部
会を置くことができる。

同

2 部会所属の委員、専門委員及び
幹事は、会長が指名する。

同

3 部会に、部長を置き、部会に
属する委員の互選によつてこれを
定める。

同

(議事)
第八条 調査会の議事に關し必要な
事項は、会長が調査会の議を経て
定める。

同

(事務局)
第九条 調査会の事務を処理させる
ため、調査会に、事務局を置く。

同

2 事務局に、事務局長、事務局事
務官その他所要の職員を置く。

同

3 事務局局長は、内閣總理大臣が任
命する。

同

4 事務局局長は、会長の命を受け
て、事務局の事務を掌理し、部内
の職員の任免、進退を行い、か
つ、その服務につき、これを監督
する。

同

5 事務局は、命を受け、事務を整
理する。

同

6 事務局局長を除くほか、事務局に
置かれる職員(二月以内の期間を
定めて雇用される者、休職者及び
非常勤の者を除く。)の定員は、七
人とする。

(主任の大臣)

第十條 調査会に係る事項については、内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

（委任規定）

第十一條 この法律に定めるもののほか、調査会に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）の一部を次のように改正する。

第二條第三項中第十一号の二を第十一号の三とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二 憲法調査会の委員及び専門委員

3 特別職の職員の給与に關する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第一條中第十七号の次に次の一号を加える。

十七の二 憲法調査会の委員及び専門委員

第九條の見出し中「日本學術會議會員等」を「憲法調査会の委員及び専門委員等」に改め、同條中「第十八号」を「第十七号の二」に、「日本學術會議會員等」を「憲法調査会の委員及び専門委員等」に改める。

第十四條第一項第二号中「日本學術會議會員等」を「憲法調査会の委員及び専門委員等」に改める。

4 恩給法（大正十二年法律第四十八号）の一部を次のように改正す

る。

第二十條第二項第二号中「法制局長」の下に、「憲法調査会事務局局長を加え、同項第三号中「若ハ法制局事務官」を「法制局事務官若ハ憲法調査会事務局事務官」に改める。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、約一千万円の見込である。

○山崎巖君 ただいま議題となりました憲法調査会法案につきまして提案の理由及び法律案の概要について御説明を申し上げます。

現行憲法が民主主義と平和主義並びに基本的人権の尊重にその基本的原則を貫く点におきましては、何人もこれを不可とするものはないと信じます。しかしながら、現行憲法が昭和二十一年占領の初期において連合國最高司令官の要請に基き、きわめて短期間に立案制定せられたものであり、眞に國民の自由意思によるものにあらずることとは否定しがたき事実であります。さらにまた過去約九十年におけるこれが實施の経験にかんがみまして、わが國情に照らし種々検討を要すべき点の存すること、これを認めなければならぬと存するのであります。

ここにおきまして、この際新たる國民的立場に立つて現行日本國憲法に全面的検討を加えますことは、わが國獨立の完成のためにはたまた再建日本將來の繁栄と國民福祉の向上のためにも、きわめて緊要なことであり、そのためにはすみやかに有力なる憲法の調査審議機關を設けることが必要である

と考えまして、ここに本法律案を提出いたしました次第であります。

本法律案は、右の趣旨に基き日本國憲法に検討を加え、關係諸問題を調査審議するための機關として憲法調査会を設けんとするものであります。その構成につきましては、憲法問題の重大性にかんがみまして広く衆知を集め、公正なる世論を反映せしむるため、國會議員三十名及び學識経験ある者二十名、合計五十名以内の委員をもって組織することとしたのであります。また調査会には会長一名、副会長二名を置くことになっておりますが、いずれも委員の互選によることとしたのであります。右のほか調査会には専門委員及び幹事を置くとともに事務局を設けることとし、事務局長以下の職員をして事務を処理することとしたのであります。この調査会はこの内閣に置くのであります。その運営につきましては特別の諮問をまつこととなくあくまで自主的な立場において調査審議せんとするものであり、その結果については内閣または内閣を通じて國會に報告することとしたのであります。

以上が本法律案提出の理由並びに法律案の要旨であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに可決せられんことを切望いたします。

○山本委員長 これより質疑に入りま

す。通告がありますので、順次これを許します。高橋君。

○高橋（等）委員 私は憲法改正の心がまえにつきまして、首相のお考えを承

りたいと存するのでございます。もちろん憲法は國の基本法でございます。その改正は國民生活のすべての

面に影響を持つものでございます。従いまして、國會の審議に當りましてもきわめて慎重であり、冷静を要するものでございます。本憲法調査会設置法におきましても、こうした態度で當らなければならぬと考えております。また審議に當りましては、全國民の考え方を総合いたしまして、國民的立場でなされねばならないことももちろんでございます。従って私は本日も良心の命ずるところに従ひまして、私の信念を吐露してお伺いを申し上げます。

まず第一点は、憲法改正の必要性についてでございます。憲法改正はもろ

ろ國民投票を必要とするものでござ

います。國民の前になせ調査会を置か

なければならぬか、憲法改正を前提

にした調査会を置く必要性を十分に、具

体的に認識せしめることが必要である

と考えるのであります。ただいま提案

理由の御説明にいろいろと申されてお

りますが、そのうちに「過去約九十年

におけるこれが實施の経験にかんがみ

いたしたいと思います。

○高橋（等）委員 御病身でございますからその通りでけっこうでございます。

○鳩山國務大臣 お許しを得まして、す

わったま答弁させていただきます。

ただいまの御質問の憲法改正を非常に慎重にやれという、そういうような概括的のことはもとより当然なことでありま

す。私どもが憲法改正をしないで

はならないというように考えましたのは、山崎君が先ほど説明いたしました通りに、占領中にでき上った憲法ではあり、外國の強い示唆があつて、短期間にでき上ったものであるから、獨立を完成した今日においては、日本の多數の國民の自由意志によつて獨立にふさわしい憲法に改正をした方がよいと思ひ

まして、憲法改正をした方がよいという

ことを決意した次第でございます。

○高橋（等）委員 また提案者について、

次にはこの調査会設置法案は、これは議

員提案でございますが、政府の考え方

といたしましてお伺ひいたしてみたい

のであります。調査会がどれくらい

の期間存続すればその目的が果せるで

あらうか、すなわち言葉をかえていい

ますれば、憲法改正に要する期間とい

うようなもの、これは改正成案を得る

期間でございます。これについては総

理はどういうように見通されておる

か、それを承わつておきたいと思ひ

ます。

○鳩山國務大臣 今日まで日本の憲法

の改正、制定については非常に長時間

を費しておりました。とにかく日本の

國法、基本法を制定するのであります

から、時間はずいぶんかかるものと政

府は予定をしております。決してこれ

を急速に推進をやるというふうな考え

は毛頭ございません。

○高橋(等)委員 ただいまの総理の答えに私は満足いたします。

そこで憲法改正は国民投票を必要といたすことは申すまでもないのでございませう。従つて改憲に当りましては国民のほとんど全部の賛成を得るということが問題の本質上必然であり、また必要であると考えるのであります。たとへば衆参両院におきましてそれぞれ三分の二以上の議席を改憲賛成側が獲得したといつても、それだけで直ちに改憲に乗り出すというとは間違ひであると考へます。もし改憲に當つて國論を分裂せしめ、国民各層の深刻な対立を來たすようなことがありましては、國家として取り返しのつかないことになると思ひます。國家あつての憲法であり、憲法あつての國家ではございませう。ところが現状におきましては、早急に憲法を改正しようとなさいますようなときは、もちろん内容にもよりますが、必ず國論の分裂を來たし、深刻な対立を招くと考へます。これらの点につきまして、要するに國民が改憲に對してどの程度にこういう理解を持つておるかというようにすることに關する首相の見解はどうでございませう。また改憲のためには、その趣旨等を徹底をさして、國民世論の理解を求め、必要があると思ふのであります。これに對していかなる施策を首相としてお考えになっておるか、この点を承わらしていただきたいのであります。

○鳩山國務大臣 國民に憲法改正の必要を納得せしむるのには、ずいぶん時間がかかると思ひます。これもやはり憲法調査会の任務としてやつてもいいといふのが憲法調査会法案を作る

まして、私は少しも関知しておりませう。選挙法と憲法改正とは無関係であると思つております。ただ小選挙区制を主張する人は、小選挙区制の方が選挙が案にできるという考え方ではないかと思ひます。

○高橋(等)委員 もうちょっとそこをお願ひしたいのであります。政府が、政府としての立場で、この選挙法改正の調査会等もおやりになつて、御諮問なさつておるのであります。政府として小選挙区制を早くやつた方がよいとお考えになつておるかどうか、その点をもう一度伺わしていただきたいと思ひます。

○鳩山國務大臣 小選挙区について、まだ現内閣でできたことがございませう。

○高橋(等)委員 それでは次に移らしていただきますが、先ほどの、社会党に對して憲法改正調査会法案の提案に當つてわが党から共同提案を申し入れて、これを社会党が断つたといふことでございませう。これはまことに遺憾に思ひます。憲法改正につきましては、國論を統一するため、社会党の協力を必要とすることはもちろんでございます。従つて調査会には必ず社会党の議員等の参加を得ることが必要であると考へます。社会党も、左派、右派にお分れになつておりましたときの左派の綱領あたりを見ますと、社会主義政権ができたときには、その時分の社会主義にかなうところの憲法に作り直すんだ、かなうように憲法の改正を行ふんだといふことをはっきりうたつておる。ところがその後合同を機會に、そうしたことは私は多分清算をなさつておられることと思ふのであります。

○高橋(等)委員 それでは次に移らしていただきますが、先ほどの、社会党に對して憲法改正調査会法案の提案に當つてわが党から共同提案を申し入れて、これを社会党が断つたといふことでございませう。これはまことに遺憾に思ひます。憲法改正につきましては、國論を統一するため、社会党の協力を必要とすることはもちろんでございます。従つて調査会には必ず社会党の議員等の参加を得ることが必要であると考へます。社会党も、左派、右派にお分れになつておりましたときの左派の綱領あたりを見ますと、社会主義政権ができたときには、その時分の社会主義にかなうところの憲法に作り直すんだ、かなうように憲法の改正を行ふんだといふことをはっきりうたつておる。ところがその後合同を機會に、そうしたことは私は多分清算をなさつておられることと思ふのであります。

○高橋(等)委員 それでは次に移らしていただきますが、先ほどの、社会党に對して憲法改正調査会法案の提案に當つてわが党から共同提案を申し入れて、これを社会党が断つたといふことでございませう。これはまことに遺憾に思ひます。憲法改正につきましては、國論を統一するため、社会党の協力を必要とすることはもちろんでございます。従つて調査会には必ず社会党の議員等の参加を得ることが必要であると考へます。社会党も、左派、右派にお分れになつておりましたときの左派の綱領あたりを見ますと、社会主義政権ができたときには、その時分の社会主義にかなうところの憲法に作り直すんだ、かなうように憲法の改正を行ふんだといふことをはっきりうたつておる。ところがその後合同を機會に、そうしたことは私は多分清算をなさつておられることと思ふのであります。

○高橋(等)委員 それでは次に移らしていただきますが、先ほどの、社会党に對して憲法改正調査会法案の提案に當つてわが党から共同提案を申し入れて、これを社会党が断つたといふことでございませう。これはまことに遺憾に思ひます。憲法改正につきましては、國論を統一するため、社会党の協力を必要とすることはもちろんでございます。従つて調査会には必ず社会党の議員等の参加を得ることが必要であると考へます。社会党も、左派、右派にお分れになつておりましたときの左派の綱領あたりを見ますと、社会主義政権ができたときには、その時分の社会主義にかなうところの憲法に作り直すんだ、かなうように憲法の改正を行ふんだといふことをはっきりうたつておる。ところがその後合同を機會に、そうしたことは私は多分清算をなさつておられることと思ふのであります。

○高橋(等)委員 それでは次に移らしていただきますが、先ほどの、社会党に對して憲法改正調査会法案の提案に當つてわが党から共同提案を申し入れて、これを社会党が断つたといふことでございませう。これはまことに遺憾に思ひます。憲法改正につきましては、國論を統一するため、社会党の協力を必要とすることはもちろんでございます。従つて調査会には必ず社会党の議員等の参加を得ることが必要であると考へます。社会党も、左派、右派にお分れになつておりましたときの左派の綱領あたりを見ますと、社会主義政権ができたときには、その時分の社会主義にかなうところの憲法に作り直すんだ、かなうように憲法の改正を行ふんだといふことをはっきりうたつておる。ところがその後合同を機會に、そうしたことは私は多分清算をなさつておられることと思ふのであります。

○高橋(等)委員 それでは次に移らしていただきますが、先ほどの、社会党に對して憲法改正調査会法案の提案に當つてわが党から共同提案を申し入れて、これを社会党が断つたといふことでございませう。これはまことに遺憾に思ひます。憲法改正につきましては、國論を統一するため、社会党の協力を必要とすることはもちろんでございます。従つて調査会には必ず社会党の議員等の参加を得ることが必要であると考へます。社会党も、左派、右派にお分れになつておりましたときの左派の綱領あたりを見ますと、社会主義政権ができたときには、その時分の社会主義にかなうところの憲法に作り直すんだ、かなうように憲法の改正を行ふんだといふことをはっきりうたつておる。ところがその後合同を機會に、そうしたことは私は多分清算をなさつておられることと思ふのであります。

○高橋(等)委員 それでは次に移らしていただきますが、先ほどの、社会党に對して憲法改正調査会法案の提案に當つてわが党から共同提案を申し入れて、これを社会党が断つたといふことでございませう。これはまことに遺憾に思ひます。憲法改正につきましては、國論を統一するため、社会党の協力を必要とすることはもちろんでございます。従つて調査会には必ず社会党の議員等の参加を得ることが必要であると考へます。社会党も、左派、右派にお分れになつておりましたときの左派の綱領あたりを見ますと、社会主義政権ができたときには、その時分の社会主義にかなうところの憲法に作り直すんだ、かなうように憲法の改正を行ふんだといふことをはっきりうたつておる。ところがその後合同を機會に、そうしたことは私は多分清算をなさつておられることと思ふのであります。

○高橋(等)委員 それでは次に移らしていただきますが、先ほどの、社会党に對して憲法改正調査会法案の提案に當つてわが党から共同提案を申し入れて、これを社会党が断つたといふことでございませう。これはまことに遺憾に思ひます。憲法改正につきましては、國論を統一するため、社会党の協力を必要とすることはもちろんでございます。従つて調査会には必ず社会党の議員等の参加を得ることが必要であると考へます。社会党も、左派、右派にお分れになつておりましたときの左派の綱領あたりを見ますと、社会主義政権ができたときには、その時分の社会主義にかなうところの憲法に作り直すんだ、かなうように憲法の改正を行ふんだといふことをはっきりうたつておる。ところがその後合同を機會に、そうしたことは私は多分清算をなさつておられることと思ふのであります。

○高橋(等)委員 それでは次に移らしていただきますが、先ほどの、社会党に對して憲法改正調査会法案の提案に當つてわが党から共同提案を申し入れて、これを社会党が断つたといふことでございませう。これはまことに遺憾に思ひます。憲法改正につきましては、國論を統一するため、社会党の協力を必要とすることはもちろんでございます。従つて調査会には必ず社会党の議員等の参加を得ることが必要であると考へます。社会党も、左派、右派にお分れになつておりましたときの左派の綱領あたりを見ますと、社会主義政権ができたときには、その時分の社会主義にかなうところの憲法に作り直すんだ、かなうように憲法の改正を行ふんだといふことをはっきりうたつておる。ところがその後合同を機會に、そうしたことは私は多分清算をなさつておられることと思ふのであります。

○高橋(等)委員 それでは次に移らしていただきますが、先ほどの、社会党に對して憲法改正調査会法案の提案に當つてわが党から共同提案を申し入れて、これを社会党が断つたといふことでございませう。これはまことに遺憾に思ひます。憲法改正につきましては、國論を統一するため、社会党の協力を必要とすることはもちろんでございます。従つて調査会には必ず社会党の議員等の参加を得ることが必要であると考へます。社会党も、左派、右派にお分れになつておりましたときの左派の綱領あたりを見ますと、社会主義政権ができたときには、その時分の社会主義にかなうところの憲法に作り直すんだ、かなうように憲法の改正を行ふんだといふことをはっきりうたつておる。ところがその後合同を機會に、そうしたことは私は多分清算をなさつておられることと思ふのであります。

一括して国民に問うのが当然だと述べておる。これはどの新聞にも大体出ておりますから、言われたことに相違ない。一國の官房長官の発言でありますから、これはあらかじめ政府内部でそのうしたお考えがまとまりつつあると考へられても、私は仕方がないと思うのであります。そこで首相にはつきりとお考えを承わりたい。果して憲法第九十六条の改正を先に国民投票によつて求められるつもりかどうか、またその場合は九十六条をいかに改正しようと考えておられるか、おそろくあとの段は御答弁がいただけないかと思ひますが、これは大切なことでございまして、ここで国民の前にはつきりさせておいていただきたいと思ひます。

○鳩山國務大臣 私はその官房長官の談話については何ごとも存じておりません。そういうようなことをきめたこともございませぬが、これは官房長官自身の考えがあるいは間違つて伝えられたのか存じませぬけれども、それについて確かめたこともございませぬ。私個人としてはそういう考えを持つておりませぬ。

○高橋(籌)委員 先ほど首相はこの憲法改正については、國論の統一を待つて慎重にやらなければならぬ。明治維新当時の憲法改正についても、非常に長い時間がかつておる。だからそうしたことを考へあわして決してあせつてやろうとしておらぬ、こういうことを御発言になりました。実ははなはだ失礼な言ひでございますが、総理は不幸にして病魔に冒されました。この総理が冒されておられます病魔は、国民は非常に何かものをせくといひますか、急ぐといひますか、そうしたよう

なことが起りやすい病氣のように一般的に判断をされておる。そこで総理は一國の首相として、非常な重責にあり、責任を持った立場において、これらのことはもちろん克服をされておられることを私は信するものであります。しかし國民はそうした不安な考へ方をその点で持つておられますので、本日御発言は大へん私にはうれしく思ひますが、なおどうぞ、そうした態度で一つお進み下さいませことを特にお願ひを申し上げまして、私の質問を終らしていただきます。

○山本委員 稲村君。

○稲村委員 私が最初鳩山首相にお尋ねしたいのは、鳩山首相はしばしば憲法輕視の言動があらはれます。立憲政治家として憲法輕視の言動は私は罪惡のことではないだらうと思ひます。その前に私首相の了承をいただきたいのは、私は個人としては、首相を非常に尊敬しております。なぜかといえば首相の経歴からいっても、帝國大學を出て、すぐ市會議員になり、代議士になり、そしてしかも東條内閣のときは議會における少數のリベラリストとして非常な弾圧をされたことも知つております。それから首相の先代和夫博士は、大隈伯とともに早稲田大學を作つて、わが國の自由民權運動に尽されたことを知つております。知つておりますから、首相に対して非常に理解を持つておるのですが、首相の最近の憲法を侮辱せられる言動は、私は立憲政治家としては罪惡だと思ひます。たとへばいかに民主的な憲法があつても、その憲法を侮辱することによってワイマール憲法はあのようになつてしまつて、ドイツの二度目の悲劇になつてお

る。それからまた歴史的に言うならば、スペインはかつて世界で一番完備した民主的な憲法を待つておつたが、憲法を蔑視した言動、行動がアルフォンソ十三世の独裁、それから革命、それからフランコの独裁政治というふうな陰惨な政治になつた。私は過去における首相のリベラリズムを積極的に守つた行動を非常に尊敬しておるのでありますが、去る一月二十八日午後一時に神田の共立講堂で自主憲法期成議員同盟の演説会があらはれて、そのときの首相の演説の内容が、一月二十八日の東京新聞や朝日新聞などに出ております。そのときの鳩山首相の演説の要旨は、國民の多數の人は現在の憲法は平和憲法であるといふに思つてゐるようであるが、これは考へをもう一度めぐらせば平和憲法といふのは、そういう名前前の技術によつてわれわれをだましてゐるのである。従つて現在の憲法は平和憲法といふことは至當ではな

い、こういうようなことを言つております。私は憲法問題を總理大臣が學問的にどうだとか、理論的にどういふ不便があるから、これはどうしななければならぬといふことは差しつかえないと思ひ、大いにけつこうであると思ひ。しかしながらごまかしの憲法であるといふような、いやしくも憲法を侮辱するがごとき言動は断じて私は許すことができないと思ひますが、この点に對して總理大臣はどう考へられるか、お聞きしたいと思ひます。

○鳩山國務大臣 稲村君の御質疑に對してお答えいたしますが、もちろん國政運営の上に憲法を尊重すべきことは私も承知しております。憲法を尊重しないで國政を運営するといふ希望は

持つておりませぬ。私が共立講堂で演説しました趣旨は、平和を維持するといふことに反對するわけじゃないのです。憲法が平和主義をとつておる、自由主義をとつておる、基本的人權をきめたといふようなことについて少しも非難する気分は持つておりませぬ。平和主義も、世界の平和といふことは、われわれがどうしても考へなければならず、努力しなければならぬ事柄であります。自由主義もそうです。われわれも自由を尊重していくことについて人後に落ちませぬ。けれども平和主義をとり自由主義をとるのに、現在の憲法は適當しているかどうかといふことを論議することはまた別の問題であります。現在の世界の平和が、現在のようないかなる力を持たなくともい

うような書き方で、世界の平和を維持することに足りるか足りないかといふことは、われわれが論議する値打のある問題だと思ひます。私個人としては、日本には自衛力を持つて、必要があれば飛行機も持つがよし、海軍も持つがよし、陸軍も持つがよし、自分で自分の國が守れるような自衛力を持つ國になる方が、かえつて世界の平和に貢獻ができるという考へ方をしているのではありません。そこは意見の相違なのであつて平和がきらいだ、憲法を侮辱するといふのは全く別の問題でありますから、どうか誤解のないようにお願いいたします。

○稲村委員 そのことは私は今の御説明で納得はしませんが、しかしこれは言つてもものれんに腕押しになりますからやめませうけれども、そこで私は、首相はこの間の本會議におきまして河上丈太郎氏に對する答弁の中でも、や

はり憲法は押しつけられた憲法であるといふふうなことを言つておられる。それからまた今の山崎氏の提案理由の中にも、これは占領治下に連合軍司令官から押しつけられた憲法であるといふふうな意味のことを言つておられるのであります。そこで私はお聞きしたいのであります。一体憲法の制定は一人の政治家の政治論とかあるいは主觀とか人生觀とか世界觀といふふうなもので作られるものではない。これはわ

かり切つたことです。憲法には憲法の歴史があるわけですから。私は終戦後の主權在民の憲法は非常によくできていると思ひます。私も実は若いときから社会運動、農民運動をやりました、ひどい弾圧を受けた。言論、結社、集會の自由も何もなし。しかも追放されました。けれども私は終戦後に警察から威嚇されることのない、自由な憲法ができたことに對して、非常に明るい氣持になつた。これは私だけじゃない。日本國民は歡呼の声をあげて、この言論、結社、集會の自由を有する主權在民の憲法を歓迎したのである。これは押しつけられた憲法じゃない。しかも憲法の歴史を見ればわかるのであります。大体われわれの先輩である明治における自由民權の人たちも、やはり一様にアングロサクソンの憲法を要求したのである。そしてそのアングロサクソンの憲法は、世界憲法の模範であることは、これは私がここで言ひまでもない。たとへばチャールズ一世を倒したクロムウエルの兵士たちが、憲法は君主から与えられたものじゃない、これは人民の協定である、こういう言葉を使つた。それをもととしてクロムウエルが當時議定書といふものを作つた

のです。このイギリスにおける考え方、アメリカの独立戦争のときに、このクロムウェルの兵士たちが使った人民の協定なる言葉が、初めて成文憲法としてアメリカの憲法になったわけですから、アメリカの憲法は世界における民主憲法、成文憲法の模範であることは、これはだれでも知っておることです。そこでフランス革命はアメリカの独立戦争より少しあとです。フランス共和国憲法はアメリカのこの憲法を模範にして作ったわけですから、このフランス革命の影響がヨーロッパ各国に伝播いたしまして、プロシヤを除くヨーロッパの国々の憲法は、これはフランス革命を仲介としてアメリカ憲法を模範とした憲法なんです。

そこで日本の自由民権運動の歴史に移りますが、歴史を基礎としない議論は空論です。いろいろ言ったって問題にならない。自由民権運動の人々もやはりアングロサクソンの憲法を要求したので、そのころが当時の日本の憲法は官條がこれをやった。伊藤博文とか山県有朋とか官條がやった。それにはいろいろ理由がある。日本が近代国家に成長するには、一面においては民権思想をとり、民権主義をとり、一面においては国家主義的な強大な権力を必要としたのです。これは近代国家として成長するにはやむを得ない方法であつた。ところがそれをちょうど日本の官條はプロシヤにとつた。そうしてプロシヤの国家主義を輸入したことは御存じの通りであります。そうしてその国家主義は非常に膨大な官條機構と、それから強大な軍事的な勢力を基礎としたものなんです。常に民権主義と対

立するものなんです。そこでちょうど日本はドイツのように、民権主義はこの国家主義の前に非常に屈服されて、そうして妥協いたしまして、イギリスのような憲法でなくして——力関係でやむを得なかったかもしらぬが、とにかく欽定憲法というものができたわけです。非常に政府の力の強い、行政権力の強い、それが今日の日本の悲劇の原因だと思ふ。もしあなたの祖父さんや大隈伯爵のような人々の考えておる——大隈伯爵は明治十四年に、有栖川宮と一緒になって憲法を一挙にやろうとして失敗いたしまして野に下つた。それ以来日本では、そういうことが日本の悲劇であつた。そうして日本は敗戦によつてこの国家主義と官條主義と軍国主義が減つてしまつた。そうしてアングロサクソンの民権主義だけが残つたのです。だからしてなるほどこれは一面から言うならばアングロサクソン、アメリカから押しつけられた憲法だと言ふかもしらぬけれども、しかし民主主義は人類共通の遺産です。ある個人が發明したものでもなければ、ある民族の独占でもない、これは主権在民の民主憲法といつたらアングロサクソンのものなんです。その主権在民の憲法が終戦後日本に初めてできた。そうして国家主義が減つた。そういう憲法の歴史をかえりみるならば、これは少しも押しつけられた憲法ではないです。それをただ自分の主観的独断から憲法の歴史を無視して押しつけられた憲法だ、押しつけられた憲法だと言ふことは、全く憲法の歴史を無視した議論だと思ふのですが、鳩山首相ともあるう人がどうしてそういうことを言われるかということ、しかも

提案者の考えは間違つておる。ちつとも押しつけられた憲法ではない。それからなるほど占領軍の示唆があつたかもしらぬけれども、前の多数党というものはいつでも選挙というものを——私も知つておるが、必ず権力をとつたものが多数党になる。権力と金力で買収した。政友会が天下をとれば政友会が多数党になる。憲政会が天下をとれば憲政会が多数党になる。これは偽わられたる国民の世論ですよ。偽られた、うその多数党ですよ。ところが終戦後は全く言論、結社、集会の自由のもとに何人からも圧迫されることなく、国民はほんとうに自分の自由意思によつて議員を選んだ。その国民の自由意思によつて選ばれた議員が、しかも国民とともに敬呼の声をあげて、この主権在民、言論、結社、集会の自由を有する憲法を歓迎して、そうして正当の手續によつて議會において満場一致、これは制定されたのです。いろいろ連合軍からどうだつたとかこうだつたとかあつたけれども、これは議員の知るところじゃない。国民の知るところじゃない。これをどうして押しつけられた憲法だといふのですか。全く事実と反してゐるじゃないか。うそじゃないか。こういう独断的なことを決して言ふべきものじゃない。そういう独断的な考えによつて憲法改正を考えるがごときことは、誤まつてゐる。特に自由民権運動の何たるかを知らない官條出身の政治家が、軽々に憲法改正をとなえるがごときは思わざるものはなしに思ふ。首相もよほど考へて、憲法の歴史を無視したことを言われることは氣をつけられたがよろしいと思ふのです。

○鳩山國務大臣 稲村君の言われるところにも、私は共鳴する点がございませう。あなたは私の考えを誤解していらっしゃると思ひます。日本の現在の憲法でも、主権在民、民主政治にしたというふうなことは非常にいいことだと思つておりました。この民主政治を直そうとはしてありません。あなたはイギリスだのアメリカだのフランスの例をお引きになつてゐるおっしゃいましたけれども、アメリカでもイギリスでもフランスでも自衛軍は持つておられます。私は自衛軍は持つた方がいゝといふのであります。アメリカやイギリスのやり方を非難してゐるわけでもないのです。ですからどうか誤解のないよう私の考え方を正解をしていただきたいとお願ひをいたします。

○稲村委員 私は誤解は少しもしていません。思うのですが、押しつけられた憲法だとかいふことを言われる。それから提案者の説明にもそういうふうなことを言つておる。現行憲法は、昭和二十一年占領の初期において、連合國最高司令官の要請に基き、きわめて短時間に立案制定せられたものであります。こういうことを言つてゐる。しかしこの主権在民のアメリカ的な憲法を受け入れる素地は十分に日本にあつたのです。野蠻人に主権在民の憲法を持ってきたからといって、それを受け入れるものじゃないのです。憲法にはそういうふうな長い間の歴史があつたのであつて、ただそれをアメリカ憲法を模範としただけで、短時間で憲法ができたというふうなことはどの歴史にもあつた。たとえばアメリカの独立戦争、フランス革命、みな短日月に憲法が制定されている。しかし短日月で

憲法は制定されて差しつかえない。ちゃんと模範がある。そういうことを理由にして憲法を改正するといふやうなことは——私ははつきりあつて質問で申し上げますが、要するに国家権力に対する郷愁が、多くの人々をして憲法改正を言わしめてゐる、私はこう言ひたい。そこで私は憲法学者じゃないから、ここで憲法論をやろうとは少しも思ひません。山崎さんも、主権在民の民主主義を守る、こう言つておるのだが、しかし言うことだけではこれは信用できない。それは今度の憲法調査会を内閣に置くということ——これは私も私は山崎氏が言うこと、あるいは首相が主権在民を守るといふことを信用できない。首相の意思がどうであつても、これは間違つた方向にいく。むしろ基本的な人権を制限する方向に逆転する、こういうことを私は思う。それで憲法の第九十六条であります。憲法の——これは憲法論を私はやるのじゃない。議員である以上は多少は憲法ぐらゐり知つていなければならぬ。そこで憲法第九十六条に「この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、國民に提案してその承認を経なければならぬ。」というはつきり言つておる。しかも憲法の第四十一条には、「国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である。」といつてゐる。こういう重要な問題に當つては、当然調査会等は議會に置くべきなんです。内閣に置くということは、これは私は間違つてゐると思ふ。そこで内閣に提案権があるというところは、これは政府も言つてゐる。学者の一部も言つておる。憲法第七

五

十二条に「内閣総理大臣は、内閣を代表して議案を国会に提出し、云々」というのがある。これによって憲法改正の提案権は内閣にもある、こういう考えを主張しているわけです。そこで私は、これも法律理論はともかくとして、憲法の歴史からいって、憲法改正の提案をこの内閣がするということは根本的に間違っている。これはあくまでも議院がやるべきであると思う。何となれば、憲法制定の歴史は、政府とか君主とかいうふうな行政権力との長い間の闘争の過程から、国民の自由を守るために憲法が制定された。ところがむろん内閣は行政権じゃない。特に政党内閣においては、議員の多数党の代表が内閣を組織して行政権を支配するのだから、これは行政権そのものではない。それはわかっておる。内閣は行政権と立法権との間の連鎖である、これもわかっておる。しかし内閣総理大臣が一つた何かやる時にはすべて四圍の官僚がやる。私は決して官僚を悪いとは言わない。官僚は大いに必要である。しかし官僚というものは行政権を拡大する本能を持っておる。これは官僚として仕方がない。その官僚が立案したものが内閣の議案になって議院に提出されれば、これは実際問題として特に多数党政治においてはなかなか修正ができないのです。議院政治は要するにしろと政治なんだから。そうして立法技術者というところが作ったものをなかなか修正できない。知らないうちに全然自分の意図と違った法律ができたりしているのです。そういう点を考慮するときにおきましては、内閣はむろん行政権そのものではないけれども、しかし内閣に調査会を置くという

ことは、結局行政機関がこれをやるのだから、官僚がこれを作るのだから、そこで基本的な権を著しく制限するおそれが十分ににある。その点イギリスなんかにおきましては、憲法改正等の憲法的な問題を議するときにおきましては、必ずこれを議院に置くことになっているのが慣例になっている。これは憲法を守る立場から当然のことである。内閣に調査会を置くということは、法律的にはいろいろの理論は立つかもしれないけれども、実際のところは議員の発議権の侵害なんです。またこれに賛成する議員は、私はみずから議員が発議権を放棄するものだと思う。この点一体総理大臣はどう考えておられるか。

○鳩山内閣大臣 憲法改正を国民に発議する場合におきましては、むろん国会においてやりまして、国会に三分の二以上の議席がなければできないことになっております。ただ憲法改正調査会というのは、外部から学識経験者を入れてよき憲法を作りたいというために、そういうような手続をとりますと先例になつておまして、違反ではないのであります。その官僚が立案したものでありますから憲法調査会は内閣に置いたわけで、国会には置かなかつたわけでありまして、国民に発議をする場合におきましては、つまり憲法改正案を作り上げて国民に訴える場合におきましては、国会の議決を経、しかもそれが三分の二以上で議決がなければ国民に対して発議できないということに憲法上明らかかなこととあります。これを動かすというふうな考え方はむろん毛頭持っておりません。

○稲村委員 三分の二の国民の賛成が

なければ改正できぬということは、これはもうわかり切ったことです。しかし私の言うのは、内閣に置くというところがいかに、官僚が立案するのだからこれはいかぬというのです。そしてこれを議院に出しても三分の二以上の多数で可決された場合においては、国民は必ず誤解する。議会の大多数が可決したのであるからこれはよいものである、民主的なものであるという誤解をする。大多数の人々は、憲法がどうだとか理論的なことはなかなか理解しがたいのです。だから官僚が行政権を拡大し、立法権を制限し、基本的人権を制限するようなのを作っても、これが通る危険がある。そこで、そういう危険を防止するためにどうしてもこれは議院に置かなければならぬと言います。これを議院に置かないで内閣に置くのは、さき憲法の歴史から申し上げたのですが、非常に危険である。どういふわけでこれを議院に置かないかと言ふのです。これは法律的にはどうか知らぬけれども、実際的には議院に置くことが正しいのじゃないかと私は思う。これは私は不思議に思うのです。

○鳩山内閣大臣 政府は、行政府の意思がその審議を左右するということは全然ならないと確信をしております。ただ、調査会の審議は議員と公正な学識経験者が集まってやった方が便利だと考えたのでありまして、行政府の意思がその間に介在するというようなことは夢想もしておりません。

○稲村委員 それについて私はなお申し上げたいことがあります。とにかく議院に置かないで内閣に置いたことは絶対に間違いだと思ふのですが、時間

がありませんのでこれ以上申し上げません。

次に憲法第九条の問題、これはしばしば首相が、これはいかぬ、こういうふうな第九条で再軍備できないという憲法はいかぬのだ、それで改正を思い立った、これが鳩山首相の憲法改正の根本的な考え方のように承るのではありません。そこで私は鳩山首相にお尋ねしたいのですが、首相は、在野時代には、吉田前首相が憲法改正せずして自衛隊を持ったのは違憲である、こういうことを言われておられたのです。今度それを訂正されたやうなんです。が、その点について私ははっきりいいたしませんので、首相の考え方をお聞きしたいと思ふのです。

○鳩山内閣大臣 自衛隊法が議院を通過いたしました。国家が自衛のために自衛隊を持つてもいいということになったものでありますから、国の財政が許す最小限度において自衛隊を持つてもいいという解釈に私も変えた次第であります。

○稲村委員 そういう解釈なら、何も今でさばかりの、九年しかたない憲法を改正する必要はないのです。私はこの第九条を改正して再軍備をする必要は全然ないと思ふのです。特に私の申し上げたいのは、脱線するかもしれないかもしれませんが、辻委員がおられるんですが、満州事変の直後に「最終戦論」という本を書いた。その中に、武器が最高度に発達すれば戦争は不可能になるから永遠の平和が来る、まさに予言的なこと言っているのですが、今日はまさにその時代でありまして、水

爆発明は実際戦争を不可能にしている。おのおのおどかし合っているけれども、戦争はありませんよ、實際上。戦争がないのに、日本は何を好んで憲法を改正して、国民を苦しめてまで、国民の経済を苦しめてまで再軍備をする必要があるかというのです。特に私がこの憲法第九条改正に反対する理由は、再軍備とともにまた再び官僚主義、国家主義、そういうものが台頭するのです。戦争になると基本的人権が――戦争にならなくとも、軍国主義国家というものは常に基本的人権を制限するのです。抑圧するのです。これは憲法学者もはっきり言っておる。戦争はない。不可能になっている。そういうときに何を好んで憲法を改正して、そして再び日本の政治を反動的な傾向に追いやる必要があるかというのです。それをわれわれはおそれる。鳩山首相が、自衛隊を憲法を改正せずして作れるというなら、憲法を改正する必要はないじゃありませんか。

○鳩山内閣大臣 憲法九条にはとにかくああいうような明文があるものでありますから、いろいろの世上には議論があります。自衛隊法によって自衛軍は持つてもよいという論があるが、同時に、自衛軍を持つことはできない、憲法上不都合だ、違憲だという論もあるのです。でありますから、自衛のためには軍隊を持つてもよいということをも明瞭にすることが必要だと私は考えます。

○稲村委員 私はなおお聞きしたいことがたくさんある。鳩山首相の御答弁は非常に不満足でありますけれども、時間がありませんし、ほかの委員の方も待つておられますので、私の質問は

これで終りたいと思います。

○山本委員長 憲法調査会の法案が

提出されて——先国会でもありま

すが、今回また出されました憲法調査

会法案の提案理由を見ますと、アメリ

カから押しつけられた憲法であるから

改正の必要があるということを強調し

ておられるのであります。鳩山首相の

いろいろな会合やあるいは国会での答

弁、その他の御発言、また今同僚村

君の質問に對しまして、あなたは憲

法第九條を改訂して、いわゆるかつて

の陸軍や海軍、空軍が公然と持つて、

再び日本が戦争への準備をするため

に、どうしても憲法改正が必要である

ということを強調されておる。そうし

の誤解です、それは。

○憲法久保委員 私がお尋ねしている

のは違ひであります。憲法改正を必

要とするその主要点が、首相の考え

と自民党提出の法案の説明とは違つて

いるのであります。首相は、いわゆる

陸海空軍を持つてぬような憲法だから改正

しなければならぬと強調なさるし、自

民党の提案理由は、アメリカが押しつ

けた憲法であるから改正を必要すると

おっしゃっている。その二つに食い違

ひがあるので、その点首相は、い

わゆる陸海空軍を持つてないから改正する

とおっしゃるのか、あるいはアメリカが

押しつけた憲法であるから改正しよう

とおっしゃるのか、この二つのどちら

とおっしゃるならば、その他のい

る占領中にアメリカが日本に押しつけ

たいろいろな法律や制度もお変えにな

る所存であるか、この点をお聞きし

たい。

○鳩山國務大臣 私も占領時代にでき

た諸法令といひますが、それらについ

ては再検討する必要があると常に考え

ております。

○憲法久保委員 そうしますと、私は

これは第二十二國會でもちよつと聞き

きたのでありますが、時間がなくて

首相のほんとうの意思が聞き取れな

かった。それはあの大化の改新以来の

大革命といわれ、大化の改新以来の

日本の六百萬の小作農民が何百年來

世主的なものであつても、これがアメ

リカが押しつけた法律であり、アメリ

カが押しつけた改革であるから、これ

もまた日本流に改正するといふことが

出てくる。こういった点に對して首相

のはっきりした説明をいただきたい。

○鳩山國務大臣 農地解放の改正につ

いては考えておりません。先刻私が申

しましたのは、安保条約だの行政協定

等には幾分か直したい点があるといふ

ことを言つた意味で申したのでありま

して、農地解放の改正を考へてあ

り言葉を使つたのではございません。

○憲法久保委員 そうしますと、自民

党諸君の提案した憲法改正の理由は非

常に薄弱であると思ふ。憲法は現在の

自民党の諸君は、ただ単に押しつけ憲

法といふことでごまかしておられる

も、その本體はあくまでも再軍備を強

行して、再び日本を戦争に追いやるこ

とができないから改正するといふこと

が、本意ではないかと思ふのでありま

す。首相いかがでしょう。

○鳩山國務大臣 先ほどフランス、イ

ギリスの例をとつて、今日日本が憲法

を改正するのは、せつかく民主主義を

とつた憲法を直してしまふのでけしか

らぬといふお話しがありました。フ

ランスでは占領中の憲法は無効だとい

うくらいに規定がございまして、とに

かく占領中にこしらへられたものは、

その國民の自由意思といふものが多分

七

百數十カ所、四億一千万坪という膨大なアメリカの軍事基地がある。これはアメリカさんはいかにもためめがかりに、日本を防衛するためにとおっしゃるけれども、私はそんなことは信用していない。この六百数十カ所、四億一千万坪に達する軍事基地を制定している基本になっているところの日米安保条約あるいは行政協定、こういったものも一応形式的には講和発効後ということになっておりますけれども、実際はいわゆる日本を永久占領と申しますが、日本をアメリカの軍事基地にするためのこういった条約を作るために、むしろ講和条約は締結されたと思う。このようなものに対しては自民党の諸君や鳩山首相は敢然として、これを一つ国民の世論に従って——全國民はだれ一人軍事基地に賛成しておらぬ、安保条約に賛成しておらぬ。当時の一部の議員の諸君は賛成したけれども、今日の全國民はみな反対である、こういったような条約や行政協定を國民の世論に従って改正するなり、あるいはこれを廢棄するという御決意があるかどうか。この憲法をアメリカが押しつけたものでないかという理由で、ここに敢然として改正を企図される鳩山首相は、翻ってまたこのような國民の絶対的な輿論である軍事基地の撤廢、安保条約、行政協定の改訂にも、そういったいわゆる勇断をふるってやる決意があると思うが、いかがでありますか。

○鳩山国務大臣 日本は、とにかく憲法によりまして、陸軍も持たない、海軍も持たない、空軍も持たないということ、全く無力の國になりましたから、アメリカと共同防衛をいたしまして、他國の侵略に備えたのであります。アメリカと共同防衛をして他國の侵略に備える以上は、やはりアメリカの希望をいれて基地もこしらえ、陸軍も置き、海軍も置き、空軍も置くということが必要になったのであります。その必要がまだ今日存在している以上は、これらの安保条約、行政協定等を直ちに改廢するということはできませんけれども、だんだんに日本の防衛ができるに従って、安保条約、共同防衛について作つたところの諸条約を変更するということは、もちろんだという意味を先刻申ししたのであります。

○西ヶ久保委員 その前提としてこれをお聞きするのですが、鳩山内閣の關係が、その自分の所管する事項に対して公式に發表したものは、当然その閣僚の責任において、鳩山内閣のその部門に対する発言と私は考えていいと思うのであります。以下お聞きすることに対する鳩山首相の見解を私ははっきり聞きたい。それは船田防衛庁長官は、長官に就任した当初において、こういうことを言っておられる。いろいろ防衛構想を話した中で、憲法改正をして徴兵制度をしつ必要がある、こういうことをおっしゃっている。私はこれは新聞を読みます。徴兵制についてはどういふふうにお考えであるかという質問に対して、軍ということになれば、兵隊の補充が必要になってくる。共產黨の憲法には、祖国防衛は人民の崇高な義務であると書いてあるが、第一線の兵隊が倒れたあとの補充をやるためには、憲法にそれができる規定がなければならぬ。今の憲法下ではそれができないことになっておるから、この点でも憲法を改正しなければならぬ。こういうことをおっしゃって

おられる。憲法改正をして徴兵制をしなければならぬと、當然船田防衛庁長官は、憲法改正をいふことをおっしゃっている。鳩山首相は過去において幾たびか憲法改正と、あるいは再軍備と徴兵制とは考えていない。軍を増強するけれども、徴兵制は考えておらぬということをおっしゃっておっしゃっている。しかし当の防衛庁長官である船田国務大臣は、はつきりこのように、いわゆる軍ができて第一線で兵隊が倒れた場合に、その補充をするためにはどうしても徴兵制をしなければならぬ、ところが今の憲法には徴兵制をしつ規定がないから、当然これは憲法を改正して、徴兵制をしなければならぬ、と徴兵制をおっしゃっているが、この船田防衛庁長官の発言と鳩山首相の徴兵制をしつと云ふことの中には、私は内閣として大きな矛盾があると思う。鳩山首相はこの船田防衛庁長官の徴兵制への意図と鳩山首相の徴兵制をしつと云ふ点とは、どちらが真であるか。もし鳩山首相があくまでも徴兵制をしつとおっしゃるならば、船田防衛庁長官のこの意図はどのようにわれわれは解釈すべきか、この点をはっきり御明答願いたい。

○鳩山国務大臣 憲法を改正して徴兵制度をしつ意思は今日持つておりません。

○西ヶ久保委員 私はその答弁では満足いかぬ。現にあなたの閣僚である船田防衛庁長官がおっしゃっている。船田さんはいわゆる軍の責任者である。その軍の責任者が、その責任において、徴兵制をしつなければならぬとおっしゃっておる。そのために憲法を改正せねばいかぬとおっしゃっておる。憲法改正が鳩山首相のおっしゃる通りに、第九条を改正して、堂々と陸海空軍を持つということを主張なさつておる反面において、もしそうした陸海空軍ができて、将来日本が、いわゆる自衛軍であつても何であつても、戦争が予想される、戦争に参加することも当然である。そうなつた場合に、第一線の兵隊が次々に倒れて、補充がつかぬということがあつては困る。従つてどうしてもこれはそういうことを予想して、憲法改正には徴兵制をしつなければならぬというところをおっしゃっておる。私はただ単に鳩山首相が簡単に、徴兵制をしつ意図はないとおっしゃつても、軍の要請、しかも特に鳩山首相は軍の創設、いわゆる陸海空軍の創設、軍隊を持つというところに重点を置いていらつたこととこの点は、私はどうして納得がいけない。今はお考えにならぬけれども、では将来は徴兵制をお考えになるのか、こういった点をはつきり一つしつてもらいたいと思う。

○鳩山国務大臣 私もただいま申しましたように考えておりますが、自由民主黨も同じようなことをきめておるものと考へております。

○西ヶ久保委員 首相の答弁にまだ納得がいきませんけれども、まだ私どもはこの問題は相当長期間を要するものと考えますので、一つそこを逐次ただしていきたいと思います。本日私は決して鳩山首相の今の御答弁に満足をしなれば、これですとでもできません。今後この問題を徹底的に究明することをおぼして、私の質問を打ち切ります。

○山本委員長 眞崎君。

○眞崎委員 私は二、三の問題につきまして、この際首相の御信念を伺つておきたいと存じます。第一には、国家と憲法とはどつちが大事と考へておられるか、伺いたないのでございませう。これは自明の理のようでございませうが、これははつきりせぬために、日本は混迷の裡にあると思つたのでございまして、また刻下の実情が、隣國との關係やあるいは国内の事情から見まして、まさにこれをはつきりしておくときに到達しておると思つたのでございませうから、この点についてまず御所見を伺いたないのでございませう。

○鳩山国務大臣 眞崎君にお答えをいたします。わろふ國家があつて憲法があるのでありますから、國家を第一に重んじます。

○眞崎委員 第二には、憲法に疑義のあるものをそのまゝ存続しておくことは、國家にとつてこれより危険なことではないと私は考へます。すでに首相からも御答弁があり、社會黨からも質問の中にありましたように、憲法第九條については、國家構成の重大要素である軍備について疑念を持つておます。これをこのまゝ存続することは、國家また國民にとつて非常に危険不幸であると私は考へます。たとえば一世を驚倒せしめた昭和十一年の二・二六事件のようなものでも、研究してみますと、せんじ詰めるところは、明治憲法に対する解釈が二様に分れておつたからだと思ひます。明治憲法の統治權の主体が天皇にあり、天皇中心にすべての政治が運行されたということに疑ひもないことでありまして、その趣旨に基いて、軍隊に賜つた御勅諭もあるいは勅語も、それに基いてできておりました。

て、しるかに一方この当時の政界の上層部には、天皇機関説と称して、この精神的の中心の分を抜き去ったような解釈がされておつたために、そういう解釈の相違が、かような不祥事を起したところの根本だと私は考えますがゆえに、この最も重要な軍備に対する疑念を有するような憲法をそのまゝ存続することは、国家にとつてこれより危険なことではないと思ひますから、この点について御意見を伺いたひのでございます。

○鳩山國務大臣 私には眞崎君と全く同感であります。そのような考え方をしております。

○眞崎委員 第三には、現代戦、すなわち近代戦に対する認識を非常に一般が欠いておるために、議論が区々になつておると思ひます。社会党の諸君は、もちろん戦争はない、ないとおっしゃいますが、實際は第二次大戦後、戦争の様式はすっかり變つておりまして、いわゆる冷い戦争、冷戦、思想戦、これでもって他國を攪亂して、その國がみずから自爆作用を起して崩壊するやうな戦法をとつておるのであります。最後に必要となれば、いわゆる武力を使う戦法に變つておるのであります。かような戦法からいきますと、つまり國境といふことも明瞭にわかりません。思想戦において國境はつきりわかりません。また平和と戦時の境がはつきりいたしません。今日日本は私は決して平和とは考へておりません。いろいろな基礎問題に対する状況から、すべての今日行われておるストライキの状況から、違法行為と思はれるものが公然と行はれるやうな事態になつておることは、決して私

は平和と思われぬので、いわゆる冷い戦争の現われてあるとこれを解しておるのであります。次に、敵と味方の区分さえもはつきりわかりません。それからまた第一線と後方部隊との境もわかりません。従つて武力といふものの意義、すなわち戦争の勝敗を決する力が、今日は非常になつてきておるのであります。この意味から申しますと、憲法第九條の戦力と申しますのは、國家のありとあらゆる有形無形のもので、一つとして戦力でないものはないのでございますから、國家が戦力を否定するといふことは、國家自身の存立を否定することになり、少くとも獨立を否定するものでありますから、すみやかにこれを改正する手続と、國民によく認識させる方法をとらなければ、國家は非常に危険な状態になると私は考えます。この点について伺ひたい。

○鳩山國務大臣 ただいまのお話のうちに、冷戦といふものはますます激烈になつていくといふのが世界的認識であります。どの國でも冷戦がひどくなつておるとみな考へております。つまり思想戦が非常に猛烈なことは、各所において現はれる著書によつて見ましても明瞭でございます。その思想戦が猛烈だといふことは、われわれが想像する以上であります。全くくだい

義を希望しながらやがて独裁の結果を來たすやうな危険を生むことは、世界の歴史の示すところでありまして、今日の日本の憲法は、バランスのとれた、すなわち政治の要諦である國家の統制力と個人の自由とをどこに折り合ひをつけるかといふことが一番私は大事と思ひますが、この観点からいひまして、いたゞに個人の自由のみに走り過ぎて、國家の統制力を失ひ、このために裁判でもあるいはストライキでもすべての状況を見ておりますと、國民の幸福をたらすゆゑでないと思ひますので、どこまでも憲法の観点は、國家の統制力と個人の自由とをどこに折り合ひをつけるかといふことをもととして、そして國家の伝統と民族性と、世界の進進に即するように作るべきものである。すなわちこのように改めなければならぬ。そうしなければ社會黨諸君の言はれるやうな民主主義もかえつて破壊する原因を作つて危険だと考えますが、この点について御所見を伺ひたいのであります。

○眞崎委員 これで私の質問を終ります。

○山本委員 片島君。

○片島委員 簡潔に要点をお尋ねしたいと思ひます。この提案理由の説明につきましても、民主主義と平和主義並びに基本的人權の尊重といふこの原則を貫く、かういふふうに書いてあるのではありませんが、この民主主義と平和主義、この二つの事柄について現在の憲法が買ひであるその最も根本的な条章はどこでございましょうか。これを最初に伺ひたい。民主主義と平和主義といふことを、特にこれは現憲法において何人もこれを不可としないといふこの民主主義と平和主義、これはどの條章をさしてさういふふうに言つておられるのか、鳩山總理の所見を伺ひたい。

○鳩山國務大臣 お答えをいたします。民主主義の根本は主權在民にある。簡單に言へば主權在民がすなわち民主主義だと思ひます。平和主義といふものは戦争の放棄と考へております。

○片島委員 ただいま主權在民と戦争の放棄といふことが民主主義、平和主義である。それに基本的人權を加えた三つ、この三点は何人もこれを不可とするものではない。その他の点について占領中いろいろな押しつけられた憲法である、かういふふうに了解してよろしうございましょうか。

○鳩山國務大臣 そのようにお考え下さつてけっこうです。

○片島委員 それでは伺ひたい。憲法であるから自主的な憲法を一つ作り

たい、かういふお話であります。ところがただいま戦争の放棄とは言われま

したけれども、たゞたゞ第九條について鳩山總理は、自衛力を持つといふことを明記したい。現在でも実は自衛力を持つておるけれども、これではい

いと疑念が出てくるので、これをはつきりいたしたいといふことを言つておる。ところがマッカーサー憲法と言つて失言をいたしました現在のこの憲法は、なるほどアメリカの示唆に基

いてできた憲法であります。しかしそれと同時に現在の自衛隊——その最初の出發は警察予備隊、この警察予備隊が太つてだんだんと大きくなつて自衛隊になつたのであります。これを作

るやうに命じたのもマッカーサー元帥であります。憲法を押しつけたのがマッカーサー元帥ならば、日本に自衛隊を生みつけたのもやはりマッカーサー元帥である。そうしますと、最初に日本の憲法を作りますときには戦争放棄、武力放棄、かういつた第九條を作つておりましたが、諸般の事情から、アメリカの考え方から自衛隊といふものを日本に作らせた方がよいことになつて、警察予備隊が大きくなつて今日のようにだんだん成長して参りました。これ以上成長するならばますます第九條に疑念がわいてくるのである。

鳩山總理が第九條においてある党派特に社會黨のごときは、自衛隊は違憲であるといふことを言つておると言つて、かういふ誤解をなくするのために、疑念をなくするために自衛隊をはつきり書きたいと言つておられるが、さういふジレンマは、鳩山總理がさういふ自分で作つて押しつけた憲法と自分で

押しつけた自衛隊の成長との間に、みずからシレンマに陥つておるではありませんか。そういったしますと、アメリカの高官が、責任ある当局が、日本にあの憲法を押しつけたのは、日本にあつたという憲法を作らせたのは間違ひであつたといふことを言つたのも当然であります。作るときもアメリカの要求による、かえる場合もまたアメリカのシレンマを解決してやるというやうな憲法改正の行き方は、自主的な憲法ではないと思ひますのでありますが、総理は、これでもやはり自主的な憲法である。憲法改正をするんだという確信がありますかどうか、その点をはつきりしておいていただきたい。

○鳩山国務大臣 もとより日本が独立したからそれにふさわしい憲法を作りたいという考えであります。私の先刻の答弁が言葉が足りませんでした。誤解があるといけません。戦争を放棄するということを申しましたのは、むろん侵略戦争を放棄するという意味であります。そういう意味でありますから、誤解のないようにお願いいたします。

○片島委員 それは鳩山総理ともあろうお方が——世界中どここの憲法を見ましても、よその国を侵略するための軍備を持つこととはどこにも書いてありません。これは当然自衛であり防衛であります。そういう侵略をやる軍隊は作らないといふことを言つておるのだといふことは、これはどこの国だつてそういうことは言つておりませんよ。私が聞いておりますのは、アメリカの示唆に基いて今の憲法ができた。しかし最初民主主義になれない日本人としてはちよつとびくつきとしましたけ

れども、十年の間これを育てて参つたのであります。いかなる法律を作りましても、その如きその土壌に適しない場合には、その法律は十分消化せられませんが、日本の梅を満洲に作つてもアメンズの子みたいなのがでます。その如き向かなければその法律は十分成長はいたしません。日本の国民はこの憲法を受け取つて、日本の國情に向くやうに育てて参つたのであります。向うが押しつけたにいたしたところで、なお日本に向くやうに作つてきた。ところがあなた方のいう生みの親、アメリカの方では、責任ある当局者が、間違ひを犯した、こういう子供を生んで与えたけれども、育て方が間違ひを犯した。どうも育て方が氣に食ふから、この子供は殺してもう一つ新しい子供を生んでやるからそれを育てなさい、こういうことで自主憲法と言へるかどうか。生みの親より育ての親といふことがあります。われわれが育てて参つております。日本の國に向くやうに育てて参つておる。その土壌に適しない法律は日本には発展しない。こういうやうな情勢にある憲法が自主憲法といふ切れるかどうか、この点を私ははつきりとしておいていただきたい。

○鳩山国務大臣 憲法改正について、アメリカからの要請といふものは一つもありはしません。

○片島委員 鳩山内閣が成立をいたしましたときに、重光外相は、日本が完全なる独立を獲得するために今後努力するといふ方針を述べておられるのであります。これは日本が完全に独立をしておらぬといふことの証左でありますが、私は、自主的な憲法を作る場合には、その國が完全な独立した体制で

なければ自主的な憲法はできないものと思ひます。首相は、現在の日本の重光外相が言われた通り完全に独立をしておらぬ、また完全に独立をしておらぬというところの憲法も十分自主性を持つておるかどうか、この点をお伺ひしておきます。

○鳩山国務大臣 私はサンフランシスコ条約以後は日本はほとんど完全に独立をしたものと考えております。

○片島委員 鳩山総理が完全に独立しておらぬと言つたといふのじやなく、重光さんが完全なる独立を獲得するために今後努力しようといふことを鳩山内閣発足に當つて申しておられ。これは鳩山内閣の外相としても日本が独立しておらぬといふことを明確に言つた。現在の内閣の総理が日本は完全に独立をしておると言われるならば、これは何をか言わんやであります。これは見解の相違であります。

それでは私はお聞きいたしますが、憲法改正の必要については鳩山総理は非常な熱意を持っておられる。特に衆議院の今国会の本会議において、河上議員の質問に答えて、非常に興奮をして、何回もテーブルをたたかれた。参議院で憲法に反対であるといふやうな放言をして、非常なる失態を演じられたくらい、憲法改正について非常なる熱意を示しておられるのであります。憲法調査会ができました場合には内閣に置かれるのでありますから、総理と憲法調査会の会長とが、この調査会の運営についてのイニシアティブをとられるようになる。そういう重要な地位になられると思ひます。そうなりました場合、憲法改正について非常なる熱意を持っておられるならば、その構想に

ついても、もちろん明確ではなくして、も、何らかの夢を描いておられるに違ひない。しかしそのたぐさんの夢をここで羅列していただくまでも、これは大へんでございますから、それは後日に譲ります。私は第九案の改正につきましてお伺ひしたいのであります。アメリカといふいろいろの公式、非公式に日本政府が話し合ひをせられる場合において、アメリカの方から日本の防衛力増強についての熱意が常に述べられておるといふことは万人ひとしく認めております。そういういたしました場合において、わが國の現在の自衛隊をもつていたしますならば、アメリカ軍がだんだんと撤退をする、それに相応して日本の自衛力を増強して参ります。ためには、現在の自衛隊をもつてすれば、日本の財政力及び法律的な観点から、そうアメリカの要求するやうな——またアメリカが要求するやうな日本自体でもこれから先相當の増強をするといふことは困難であらうと思ひます。財政的にも法律的にも困難であらうと思ひます。そういういたしますならば、どうしても財政的にゆとりのできるやうな方法を考へなければならぬし、法律的にもそれが可能なやうな体制を作らなければならぬまい。そこで先ほど西ヶ久保君の質問に出て参りましたのは、こういう観点からすれば、それは首相がどういふ考へでおらうとおるまいと、徴兵制度以外には相當大幅な増強ができないといふことは、これはいかなる人といへども了解しなければなりません。船田長官が言われたのも私はもつともだと思ひます。おそろく私は徴兵制度といふことも数々の首相のまぼろしの中の一つに入つておると

思ひますが、この点を明確にしておいていただきたい。

○鳩山国務大臣 ただいま、先刻申しました通りに、徴兵制度のことは考へておりません。

○片島委員 徴兵制度は考へておらない——しかしあとになって、あれは言葉が足りなかつたとかいふやうなことをおっしゃらないやうに、ここで確認をしていただきたい。ところでダレス長官は中共に対しての進攻を三度計画したといふことを公けの席上で述べておる。現在日本にアメリカの軍事基地があります。重光外相がアメリカに参りましたときに、西太平洋の共同防衛といふことを覚書をし、これがアメリカの新聞に海外派遣を了承したものであるといふやうな、報道がなされたといふことは、総理も御承知だらうと思ひます。アメリカがそういう計画をしたのであります。しかし、世界の諸情勢によつて中止をしたのであります。計画をしたといふことはその決意をしたといふことであります。もしアメリカが大陸に対する積極的な進攻計画を立て、決意をして、日本に現在軍事基地がありますが、日本に対して協力方を要求して参りました場合に、総理はこれを受け入れられる考へがあるか、絶対に拒否せられる決意であるか、この点を明確にしておらう。

○鳩山国務大臣 海外派兵のことは全く考へておりません。外務大臣が海外派兵についてダレス氏と話をしたといふやうなことは、これは間違ひでありまして、ダレス氏に対して海外派兵のことを重光君から提言をしたといふことは、これは全くないのであります。

明瞭に取り消しをいたします。

○片島委員 いや、私はしないとか、考えておられないとか、考えておるとかいうことじゃありません。私が言っておりますのは、アメリカの方から、日本の軍事基地を使って向うに進攻するというような事態が参りました場合——もうすでに三回そういう決意をしたことがあるのであります。総理は、今は何も考えておられません。しかし、そういう事態が参りました場合には、それに御協力をなさるおつもりであるか、絶対に協力をしないで拒絶をせられる決意があるかどうか、この点イエスかノーか、それだけを明確にしたい。

○片島委員 先ほども私指摘いたしました、今まで侵略のためという派兵はありません。派兵でありまして自衛であります。防衛であります。でありますから、私はそういう言葉のあやを言っておるのではなく、政治的にアメリカの方から、こういう事情によって君の国をあらかじめ防衛するために、こういう事態をわれわれは決意をしたが、協力をしてくれと言ってきた場合に、それを拒否せられるか、あるいは最少限においても協力せられるか、この点を御答弁願えればよろしい。

○片島委員 それでは絶対にこれを拒

否するということに了解してよろしうございませうか。

○片島委員 いや、私はしないとい

うことじゃありません。私が言っ

ておりますのは、アメリカの方から、

日本の軍事基地を使って向うに進攻す

るというような事態が参りました場合

——もうすでに三回そういう決意をし

たことがあるのであります。総理は、

今は何も考えておられません。しかし、

そういう事態が参りました場合には、

それに御協力をなさるおつもりである

か、絶対に協力をしないで拒絶をせら

れる決意があるかどうか、この点イエ

スかノーか、それだけを明確にしてい

ただきたい。

○片島委員 先ほども私指摘いたしま

したが、今まで侵略のためという派兵

はありません。派兵でありまして自

衛であります。防衛であります。であ

りますから、私はそういう言葉のあや

を言っておるのではなく、政治的にア

メリカの方から、こういう事情によっ

て君の国をあらかじめ防衛するために、

こういう事態をわれわれは決意をし

たが、協力をしてくれと言ってきた場

合に、それを拒否せられるか、ある

いは最少限においても協力せられる

か、この点を御答弁願えればよろし

うります。

○片島委員 それでは絶対にこれを拒

否するということに了解してよろし

うございませうか。

○片島委員 いや、私はしないとい

うことじゃありません。私が言っ

ておりますのは、アメリカの方から、

日本の軍事基地を使って向うに進攻す

るというような事態が参りました場合

——もうすでに三回そういう決意をし

たことがあるのであります。総理は、

今は何も考えておられません。しかし、

そういう事態が参りました場合には、

それに御協力をなさるおつもりである

か、絶対に協力をしないで拒絶をせら

れる決意があるかどうか、この点イエ

スかノーか、それだけを明確にしてい

ただきたい。

○片島委員 先ほども私指摘いたしま

したが、今まで侵略のためという派兵

はありません。派兵でありまして自

衛であります。防衛であります。であ

りますから、私はそういう言葉のあや

を言っておるのではなく、政治的にア

メリカの方から、こういう事情によっ

て君の国をあらかじめ防衛するために、

こういう事態をわれわれは決意をし

たが、協力をしてくれと言ってきた場

合に、それを拒否せられるか、ある

いは最少限においても協力せられる

か、この点を御答弁願えればよろし

うります。

○片島委員 それでは絶対にこれを拒

否するということに了解してよろし

うございませうか。

○片島委員 いや、私はしないとい

うことじゃありません。私が言っ

ておりますのは、アメリカの方から、

日本の軍事基地を使って向うに進攻す

るというような事態が参りました場合

——もうすでに三回そういう決意をし

たことがあるのであります。総理は、

今は何も考えておられません。しかし、

そういう事態が参りました場合には、

それに御協力をなさるおつもりである

か、絶対に協力をしないで拒絶をせら

れる決意があるかどうか、この点イエ

スかノーか、それだけを明確にしてい

ただきたい。

○片島委員 先ほども私指摘いたしま

したが、今まで侵略のためという派兵

はありません。派兵でありまして自

衛であります。防衛であります。であ

りますから、私はそういう言葉のあや

を言っておるのではなく、政治的にア

メリカの方から、こういう事情によっ

て君の国をあらかじめ防衛するために、

こういう事態をわれわれは決意をし

たが、協力をしてくれと言ってきた場

合に、それを拒否せられるか、ある

いは最少限においても協力せられる

か、この点を御答弁願えればよろし

うります。

○片島委員 それでは絶対にこれを拒

否するということに了解してよろし

うございませうか。

○片島委員 いや、私はしないとい

うことじゃありません。私が言っ

ておりますのは、アメリカの方から、

日本の軍事基地を使って向うに進攻す

るというような事態が参りました場合

——もうすでに三回そういう決意をし

たことがあるのであります。総理は、

今は何も考えておられません。しかし、

そういう事態が参りました場合には、

それに御協力をなさるおつもりである

か、絶対に協力をしないで拒絶をせら

れる決意があるかどうか、この点イエ

スかノーか、それだけを明確にしてい

ただきたい。

○片島委員 先ほども私指摘いたしま

したが、今まで侵略のためという派兵

はありません。派兵でありまして自

衛であります。防衛であります。であ

りますから、私はそういう言葉のあや

を言っておるのではなく、政治的にア

メリカの方から、こういう事情によっ

て君の国をあらかじめ防衛するために、

ております。この宣言のうちでソ連だけは依然として戦争状況の継続がされておるのでありますが、この点ソ連に対するポツダム宣言の約束を履行する上においては制約はないとお考えになりますか。

○鳩山国務大臣 具体的に問題がないと答弁しにくいのですが、さようなことではないと思います。

○受田委員 ポツダム宣言には、その第九条に武装解除の後における平和的生産的な生活を日本国民にせしめるといううらやまが約束されております。この約束を果した日本としては、非武装的平和主義に徹する上において、この約束に違反するような憲法改正がされてよいかどうかという点であります。

○鳩山国務大臣 法則局長官から答弁いたします。

「総理の答弁を聞いています。」と呼び、その他発言する者多し」

○山本委員長 一応政府委員の説明をお聞きになって、その後鳩山総理大臣の話を聞いて下さい。

○林(修)政府委員 今のお話しでございますが、今の日本としまして、平和条約ができたあとにおいて、憲法の規定においてその主権が——そういう意味の憲法改正の権限が制限されているということはないと存するわけでございます。

○受田委員 総理も同様ですが。

○鳩山国務大臣 その通りに先刻御答弁いたしました。

○受田委員 これはソ連との関係において私は答弁を要求しておるのであります。ソ連以外の国との関係は平和条約において一応解決されるものであります。この点戦争状況の關係にあるソ連

との關係を明示していただきたいということを要求しておるのであります。

○林(修)政府委員 結局ポツダム宣言というものは、御承知のように、当時英国、フランス、アメリカ中国、及びソ連の共同して発したものでございす。従いましてその四カ国が実は日本と平和条約を結んだ今日においては、この四カ国との關係においては平和条約で日本は完全に主権を回復したわけでありす。ソ連との關係においてはまだ平和關係を回復していませんけれどもポツダム宣言を作った基礎は、この平和條約によつて、そのうち四カ国がなくなつたということによつて、当然として日本をそういう意味において拘束するものとは考えておりません。

○受田委員 ソ連とは戦争状態が継続されている。従つてポツダム宣言の約束を果す責任が日本にあるのだ。同時にソ連と戦争終結宣言がされたかどうか、あるいはソ連との平和条約が締結されたというときにはなれば、この問題は簡単に解決すると思つておりますが、現実には終戦宣言もされておらず、また平和条約もソ連との間に結ばれておらず、こういう場合においてポツダム宣言の約束をした一國との間に於ける日本の關係はいかようになるものかということをお尋ねしておるのです。

○林(修)政府委員 先ほどもお答えいたしました通りに、ポツダム宣言は五カ国共同のものでございまして、五カ国の意思が今まで統一しておるわけではございません。従いましてソ連とはむろんまだはっきりした平和關係にはなつておりませんけれども、あのポツダム宣言がそのまゝの力でソ連とだけ

の關係において日本を拘束するものとは考えておりません。

○山本委員長 残余の質疑は次に延期いたします。

午後一時五十分休憩

午後一時五十分再開

○保科委員長代理 休憩前に引き続きまして會議を開きます。

委員長不在でありますので、理事の私が委員長職務を代行いたします。労働省設置法等の一部を改正する法律案を議題といたし、政府より提案理由の説明を求めます。倉石労働大臣。

労働省設置法等の一部を改正する法律案

労働省設置法等の一部を改正する法律

第一条 労働省設置法(昭和二十四年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第五條第二項中「労働統計調査部を、」の下に「労働基準局に労働補償部を、」を加える。

第八條第六号の三を次のように改める。

六の三 けい肺及び外傷性せき腫障害に関する特別保護法に基き給付及び負担金その他の徴収金の徴収に関すること。

第八條第十号中「産業安全研究所」の下に「労働衛生研究所を加え、同条に次の一項を加える。

2 労働補償部は、前項第四号から第六号まで及び第六号の三に掲げる事務並びに同項第十一号に掲げる事務のうち労働者災害補償保険

法の施行に関するものをつかさどる。

第十一條中「産業安全研究所」を「産業安全研究所」に改める。

第十二條の二を第十二條の三とし、第十二條の次に次の一條を加える。

第十三條第一項「特殊技能試験審議会」の表中

第二条 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

別表「労働省」を「労働省、労働統計調査部」に改める。

附則

この法律の施行期日は、各規定につき政令で定める。ただし、その期日は、昭和三十一年八月三十一日後であつてはならない。

○倉石国務大臣 ただいま議題となりました労働省設置法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

今回の改正の要旨は、労働者の福祉の向上をはかる目的をもつて、労働補償の事務を整備しその円滑な遂行を期するために、労働省労働基準局に労働補償部を設置し、また労働衛生に関する専門的調査研究を行うために、労働省の付属機関として労働衛生研究所を設置することであり、あわせて特殊技能試験審議会についてはすでにその設置の目的を達成したのでこれを廃止することとし、これらを一括して改正案として提案いたした次第であります。

まず、労働補償部設置の理由について、御説明申し上げます。現在労働省労働基準局においては労働補償課を置き、労働者災害補償法の施行及び労働基準法に基き第八章災害補償に関する事務並びに前国会で新たに制定せられましたけい肺及び外傷性骨髄障害に関する特別保護法に基き給付及び負担金その他の徴収金の徴収事務をあわせ行なつております。しかし、これらの事務は、きわめて複雑多岐である上に最近その事務量は急激に増大し、事務の円滑な遂行を期するためには機構の整備充実を緊急に行う必要がある状態になつたのであります。すなわち、労働者災害補償保険におきましては、保険料率は過去の災害実績を基礎として料率を業種ごとに定め、特定事業についていわゆるメリット制度を採用しており、また給付については、業務上外の認定、障害等級の決定、休業補償費のスライド制等を実施してありまして、一般社会保険に比し事務内容

(労働衛生研究所)

第十二條の二 労働衛生研究所は、労働衛生に関する調査研究を行う機関とする。

2 労働衛生研究所は、神奈川県に置く。

3 労働衛生研究所の内部組織は、労働省令で定める。

労働基準法に基き特殊技能試験の基準に関する調査審議すること。

労働省労働統計調査部を「労働省労働統計調査部」に改める。

労働省労働統計調査部を「労働省労働統計調査部」に改める。

労働省労働統計調査部を「労働省労働統計調査部」に改める。

労働省労働統計調査部を「労働省労働統計調査部」に改める。

がきわめて複雑であります。さらに労災病院等の保険施設の設置及び整備並びに運営の事務をあわせ行なっており、またいわゆる肺病に關する事務や労働基準法における災害補償に關する事務等を加えますとまことに所掌事務は多種多様であります。しかもその事務量は適用事業場並びに労働者の増加と法律改正による適用範囲の拡大、新規制度の採用等により逐年増加しており、特に最近においては労災病院等の保険施設の急激な整備拡充が行われているため、事務量の増加がさらに顕著となっております。以上要するに事務の複雑多様性並びに事務量の急激な増加に対処するために労災補償部を設置いたしたいと存するのであります。

次に、労働衛生研究所の設置の理由につき御説明申し上げます。労働基準法施行以来労働関係者の理解と相俟って、わが国の労働衛生の水準は相当の向上を示して参つたのであります。が、今なお個々の具体的な問題についてみまると、数多くの未解決な問題が残されておられ、これを解決するため労働衛生に關する科学的研究の促進が強く要望されているのであります。しかして、職業病の診断基準、工場事業場における健康診断基準、労働環境の測定基準、有害作業環境の制限度、労働衛生保護具、労働環境測定器具等に關しまして、労働衛生行政に直結した立場から行政運営の科学的な基礎となる研究を行うことが喫緊の要務とされているのであります。よってこれに対処するため労働衛生に關する研究機関として労働衛生研究所を労働省の付屬機関として設置いたしたいと存するのであります。

あります。

最後に特殊技能試験審議会の廃止の理由について簡単に御説明申し上げます。労働基準法に基き行われる特殊技能試験につきましても、同法施行当初、その基準及び運営について広く識見者の意見を徴する必要がありました。そのため、特殊技能試験審議会が設置され、汽船士試験部会、起重機運転士試験部会、映写技術者試験部会等六部会に分れて、毎年各種試験の基準及び運営について審議を行なつて参つたのであります。が、今日の段階におきましては、所期の目的を達成いたしましたので、行政機構簡素化の線に沿つてこれを廃止したいと所存であります。

以上がこの改正案を提案いたしました理由及びその内容の概略でございます。何とぞ御審議の上、すみやかに可決賜わらんことをお願い申し上げます。

○保科委員長代理 本案に対する質疑は次会に譲ります。

○保科委員長代理 次にアメリカ駐留軍基地問題につきましても調査を進めます。質疑の通告がありますので、順次これを許します。福井君。

○福井(順)委員 今日基地問題は、わが国の最も重要な問題として、各地に紛争を巻き起しておりますが、最近砂川町の紛争が一応落着いたしましたが、基地問題の将来につきましても明るい見通しができたやに考えられる向きもありますけれども、これは全く事実とは逆であります。その低流におきまして、全国各地の基地問題はますます重大な段階に到達して、その深刻さははかり知れざるものがあるような状態でありま。私は先般本委員会

から福岡の板付航空基地に調査回として調査に参りまして、ますますその感を深うしたのであります。こういう紛争を巻き起すに至つた原因は、政府にも必ずしもその責任の一端がないでもない、私はこう考えるものであります。それは、今まで基地問題に對しましては、政府で國民の前に明らかにしない問題が多い。たとえば航空基地の拡張問題にいたしましても、どこどここの航空基地をどういうように拡張するか、一体それを何のために拡張しなければならぬかというようにすることに過ぎましても、國民は全く知らされてない。こういうことから無用の疑心暗鬼を生じまして、反対のための反対までするやうな結果にもなつたのだと考えるのであります。例をあげて言いますならば、私は昨年の五月の十七日に鳩山総理大臣のところへ陳情に参りました。それは木更津の航空基地が拡張されるというやうな話を聞きまして、その前にも約半年にわたつて数回調達庁へ行つたのでありますけれども、さっぱり要領を得ない。そこで鳩山総理大臣のところへ陳情に参りましたけれども、鳩山首相は一向にこの事実を御存じない。また当時の担当大臣であつた西田労働大臣も、自分はいまだかつてそういうことを聞いたことはないといふやうな話でございました。かようなわけでありま。これは國民が知るわけがない。そこで発表されるやたらに疑心暗鬼を生んで反対をする。またこの航空基地の拡張問題がアメリカとの防衛分担金の折衝の具に供されたのではないかと思つてみたり、あるいはまたアメリカのただ単なる要請によつてなされるのではないかと

と考えたりしてゐるのであります。こういうわけで、これから先政府といつたしましては、國民に十分納得させなければならぬ。そういう意味におきまして、担当大臣であられるところの倉石労働大臣は明敏にして有能な國士的な風格の方でありますから、今後は率直に、しかも簡明に國民の前に本問題を披露していただきたい、こう思う次第であります。

そこで労働大臣にお伺いしたいのであります。先般来けんけんごうごうとして言われてゐる五カ所の航空基地拡張問題につきましても、一体これは所期の計画通りに実行するのかしないのか、またどの程度の規模でいつ完了する計画であるか、それを率直簡明にお話しいたい。

○倉石國務大臣 五カ所の航空基地や拡張につきましては、しばしば政府が申しておることではあります。行政協定による条約上の義務を履行するといふことで、その理由は、もうすでに皆さう御承知のように、だんだん航空機の形が變つて發達してきて延長しなければならぬといふことで、延長をする約束をいたしておるわけでありま。これはなるべく早く私どもの方では拡張して提供する義務を持つておるわけでありま。御承知のように、地元の土地の買収その他のことであるが協定が結ばれないところがあるがございまして、それでおくれしておるわけでありま。政府としては既定の方針に基いて、五カ所の飛行場はなるべく地元の御協力を願つて、すみやかに拡張をして提供したい、こういう方針で進んでおるわけでありま。

○福井(順)委員 今労働大臣が話をされたやうな理由であります。この航空基地拡張の目的が、ただ単なるアメリカの要請によつて行われるものでなくて、日本防衛のためどうしても必要であるといふことであるならば、日本國民たるものたれ一人として反対する者はなかつたと思つてよいのであります。ところが、先ほど申し上げましたやうに、一向にその理由も、規模も明らかにされない。これは政府の首脳部が非常に不熱心で明らかにしないのではなく、ある程度まで御存じなかつたといふのがほんとうであらうと思つたのであります。従いまして、もう少しはっきりと言ひ得る段階に到達いたしましたならば、どういふ規模で、いつごろ拡張計画を完遂するのだといふやうなことを、はっきり國民の前に御説明願いたい。そうすれば國民としても協力するにやぶさかでないと思つたのであります。が、重ねて御所見を承わりたいと思ひます。

○倉石國務大臣 五飛行場については、これは既定の方針通り遂行していくといふことについて御了解を願つたことと存じますが、個々の飛行場については、それぞれ先方との折衝もあつて、まだ全部が全部とれだけの規模にするといふことの決定しておらないものもあります。しかし、原則として五飛行場は拡張して提供するということではあります。が、なお拡張規模について打ち合せも済んでおらないところは、續けて協議いたしておる最中でありま。決定次第それぞれ地元の方にも申し上げて御了解を得たいと思つておるわけでありま。

○福井(順)委員 そういたしますと、木更津の航空基地も五カ所の一つであり

ますから、やがては拡張されることになるわけでありまされども、これも今までの責任のある担当大臣から、木更津の航空基地は必ず拡張するといふ御答弁は承わつたことではないのであります。あるいは五カ所が四カ所になるかもしれないといふような話も、漏れ承わつたこともあるくらいであります。が、われわれはこれが日本防衛の見地からどうしても必要であるといふことならば、これは國家に協力する以外にないのではないかとこのことを考えまして、反対のための反対は一切避けて参つたのであります。アーミー・ゴー・ホームというような敵本主義の反対を避けまして、そしてつばら公共の利益も勘案し、また現地住民、現地漁民の利益保護のためのみにわれわれはこの運動の限界を保つてきたのであります。が、その点につきましてもどうもはつきりしない。しかしながら、どうしても拡張やむを得ないといふことならば、何とか現地の漁民の損害を少なくする方法を考えたいといふことを勘案いたしておりましたところが、昨年五月に千葉県当局から第二案といふものが出来まして、そしてこの第二案によつて拡張するならばどうかといふ御提案がありましたので、それならば第一案よりもだいたい被害が少い、第二案ならば調査をすることはよからうといふ承諾を与えまして、現在着々と海面のボーリングをいたしまして、調査を進めておるような状態でありまされども、そして今までの木更津の航空基地の問題については何ら紛争を起しておらないのであります。しかも先ほど申し上げましたように、五月の十七日に鳩山首相に陳情いたしておるのではありませんから、航空基

地の反対運動としては最も早かつた。そしてその後約一、二ヵ月して砂川基地が反対をしたのであります。當時は木更津においては、おそらく一大紛争が起るだろうと予想されていたにもかかわらず、何らの紛争もなく当局と話し合ひをしまして、そして現在調査を進めておるといふことは、私どもがそういう指導をし、また現地の住民や漁民が國家目的といふものを良識を持って考へてくれまして、そして國家に協力してくれておるといふことであります。それから、何ら紛争が起らないといふことを、何らの反対も起らないといふように曲解されないように、労働大臣にぜひ一つお願いしたい。そこで何ともしも第二案を採択してもらつたようにお骨折り願ひたいのであります。これは當時から調達庁に現地と果から第二案といふことを申し入れ、調達庁といたしましては米軍に對してこれを強く要望し、そういう案が採択されることを運動するといふことを確約したのであります。すけれども、最近現地の方々が調達庁へ行つて米軍の方で第二案がどういふ扱いを受けているのだといふことを聞きまして、これはまことに調達庁の長官としてけしからぬ話であり、また非常な怠慢であります。こういうけしからぬ怠慢な人をあんまり相手にするわけにもいかなないのであります。ぜひ倉石労働大臣から、第二案採択について日米合同委員会に於て強力に推進するようあつせん。運動としてやるということをごで言明していただきたいとお願いする次第であります。

○丸山政府委員 ただいまの第二案の取扱ひについて実情を私から申し上げたいと思ひます。長官がちょうど病氣のため不在でございますので、私でお許しを願ひたいと思ひます。お話の通り第二案といふものは、現在の滑走路の方向を変へまして、従つて海にかかるところを少なくして、ノリその他の漁業に及ぼす被害を少なくする、こういう案でございます。お話の通り六月に千葉の地元からのお話でございます。調達庁で十分検討してみまして、ところ、被害の点等は略減の方向に向う、しかしながら一方現在の滑走路といふものの振りがけといふ、技術的な問題は輕費の面における大きな問題もございまして、そういうむづかしい問題ではありますけれども、第二案によるならば地元の要望にもかならうことであるので、これを真剣に討議して進めたい、こういうことで軍とは十分話もいたし、また六月の末に思ひましたが公文書も出し、八月の末には軍からも、これは第一案とともに真剣に検討いたそう、こういう返事も参つております。そういう事情でございますので、第一案、第二案に關係ある海面あるいは陸上ともに調査する、こういう段階で現在に至つておりました。調査が進んでおりますので、この調査の完了の曉にはどれをとるべきかという結論が出るものと考へております。

○福井(順)委員 第一案によりまして、千葉県第一のノリの養殖場あるいはハマグリ、アサリなど稚貝、稚魚の養殖場であるこの宝庫がすっかりだめになつてしまふわけでありまして、あまつさへ小櫃川という川から流れる海流がこの滑走路に突き當つて海流が變つてしまふ、そこでめたという沈溺物ができて付近百数十万坪という海面は、ノリや稚魚、稚貝の宝庫としての性格を全く失つてしまふのであります。これは何としても第二案で実現できるやうに考へてもらひたい。また第一案は絶対に反対でありまして、第二案ならば何とか一つ考慮してみようといふことであります。それから、ぜひ一つ何ともしも第二案として考へていただきたいといふことであります。これは労働大臣としても一回米軍に對して強く第二案を採択してくれようといふお骨折りを願うといふことを、ここで重ねて一つ言明願ひたいと思ひます。

○倉石國務大臣 日本の防衛上必要のために作る飛行場ではございましてけれども、やはりわれわれといたしましては、地元の方々の利害關係も十分尊重して考へなければならぬことは当然であります。そこで第二案にいたしますと、飛行場の滑走路の位置を幾らか動かさなければならぬといふたような、技術的ななかなか難問題もあるやうでございますが、ただいまそういうことについて検討しておる最中でございます。それから、地元の方々の御要望にならうべく沿ひ得るやうに政府としては努力をいたすつもりであります。

○福井(順)委員 了承いたしました。ぜひ一つ労働大臣のお骨折りを願ひたいと思ふのであります。

次に、この木更津の航空基地から流れた廃油の問題で、二十九年の六月二十八日に十二漁業組合より、二十七年十月から二十九年の五月までの被害補償額二千四百八十八万円の申請が、調達庁へ出されておるのではありませんか、この問題はその後どういふことになつておりましようか。

○丸山政府委員 現在までの実情を申し上げて御了承を得たいと思ひますが、これに關しましては必ず米軍基地から出たもの原因によるものであるか、あるいはその他の原因に基くものであるか、その事實認定の問題で軍側と再三再四折衝調査をいたしました。が、残念ながら現在まで確たる原因の究明ができておらないために、補償の措置もおくれておるのであります。私どもといたしましては現地の調査、それから基地に働いておる者、木更津の市長さんの御調査等、十分なる資料と思ひますものを添へまして、軍側の基地から出たものに基くものであるといふ立論のもとに折衝をしております。が、軍側といたしましては、基地から出た痕跡をとどめることは認めるが、それが出た程度は被害を及ぼすにはあまりに少い、問題にならない程度のものである、むしろあそこ附近にある石油貯蔵庫等から出るものではなにか、あるいは付近を航行する船舶からの廃油ではないか、その他種々なる反論等をあげておりました。残念ながらこの原因は一に軍の基地の問題であるといふことに今の結論はなつておらないのでございまして、つい最近、二、三日前と思ひますが、またしても相当大量の廃油がその付近の海面を荒らした、こういう事實の報告がありまして、それで、現在軍並びに私どもの調達局の地元とで調査をしておりますが、こういうことによつてあるいは過去の問題に對する何らかの原因究明の端緒が得られるのではないかと考へておる次第であります。海流その他の關係等もいろいろ調べて、双方ともこの問題には真剣に取り組んでおりますので、近

く何らかの方向による結論が出し得る
のではないが、かように考えており
ます。

○福井(順)委員 私どもの方にもいろ
いろ資料がありまして、当時の司令官
もこれは米軍の油に違いないというこ
とを認めた資料もあります。その当時
の警察部長も証人としておるのであり
ますが、いずれにいたしましても昭和
二十七年からの問題でありますから、
これは早急に解決をするように、調達
庁としても誠心誠意努力を傾けてもら
いたい。労働大臣におかれましては、ぜ
ひとも調達庁を督促して、一刻も早く
解決するようにしてもらいたい。せつ
かく木更津の航空基地は何らの紛争も
なく今までお互いに話し合ひでやって
きておりますから、こういうことに端
を発して紛争が起るというようなこと
がないようにとくとお願ひする次第で
あります。

防衛庁長官がほかの委員会に行かれ
るそうでありまして、先に防衛庁長
官に御質問をいたしますが、千葉県九
十九里の射撃場におきまして、自衛隊
が今盛んに連日高射砲の射撃訓練をい
たしております。これはいろいろな疑
義がありますけれども、時間もござい
ませんから詳しくは言いませんが、自
衛隊が射撃訓練できる場合は、米軍の
射撃が一時中止している、あいてい
るときというようになっております。そ
れにもかかわらず最近ではほとんど連
日連夜といつてもいいように、常時こ
こで自衛隊が射撃をいたしております
。これは法律にも違反しておるの
ではないか、条約にも違反しておるの
ではないかと思われる節もありますか
ら、御一考願ひたい。それからまたち

うどその米軍基地の三分の一くらい
の場所を、常時ここに自衛隊が駐屯し
ていろいろと射撃訓練を行なつてお
るものであります。こういうことにつ
きまして防衛庁長官の御見解を一つ承
わりたい。

○船田国務大臣 ただいま福井委員の
御質問になりました点は、米軍側が安
保条約、行政協定等の規定によりまし
て、日本において施設を使いあるいは
演習場を使つて、あるいは海岸を使つ
て射撃をしておる、わが方の自衛隊と
いたしましては、その米軍のやつてお
る合間々々に、米軍の演習場を使いま
して射撃の実施をやつておるというこ
とでありまして、主体はどこまでも米
軍なのであります。米軍の許容され
る範囲内において自衛隊がやつてお
る。ただ自衛隊が最近かなり多く使
ておるという事も事実のようであり
ますが、これはこの前の国会のときに
も福井委員から御質問がありまして、
自來この使用につきまして米軍側にも
注意をし、わが方におきまして十分
注意をいたしまして、被害の大きく方
方に及ぶことのないように、万全の処
置を講じておられますが、なおこの上
も十分注意いたしまして、被害の一般
の民衆の方々に及ぶことのないよう
に努めていきたいと考えております。

○福井(順)委員 その災害危険防止の
点につきましても、米軍よりも自衛隊
の方が射撃操作がますます、いろいろ
被害をこうむる面が多いということ
を聞いておりますので、危険防止につ
きましては長官の一段の御考慮をわ
ざらわしいと思つておりますが、地
元で大へん心配をいたしておりますこ
とは、もう米軍の射撃だけで大へんだ、

それに米軍が撤退したあとでも、引き続
き自衛隊でこの射撃場を使用するの
ではないかということでありまして、そ
こで前の国会のときに杉原防衛庁長官
に、地元としては自衛隊が九十九里
に、地元としては自衛隊が九十九里
に、射撃場として使うという事は認め
ないのだ、これは何としても今でも
めてもらいたいのだが、今は米軍の管
理内でもやっておることであるから仕
方がないとして、米軍撤退後は必ず自
衛隊と一緒に引き揚げてもらいたい、ま
だ適地を見つけてどこかへ移転して
もらいたいということをお願いいたし
ましたところ、前長官は、米軍撤退後
は地元と相談の上で、地元の許しを得
て使うようにしたいという答弁でござ
いしましたが、一つ防衛庁長官の御見
解を承わりたい。

○船田国務大臣 この問題も、その当
時政府から答弁申し上げた根本の方針
が変つておりませんので、米軍の撤退
した後に、自衛隊があの片貝高射砲
演習場を、そのまゝ引き継ぎ使うか
どうかということにつきましては、ま
だ決定をいたしておらないのであり
ます。従つてこの演習場を米軍撤退後
自衛隊の専用の演習場とするという計
画を現在持っており、それを進めてお
るという事実はないのでございま
す。ただ将来の高射砲の演習地につ
きましては、何とかして適当なところ
を見つけて、十分地元の方々と折衝に
よつて御了承を得て、お話し合ひで演
習場を作るようにいたしたいという希
望を持っておりますけれども、しかし
今直ちにあの演習場を使うかどうかと
いうことについては、まだ何もきまつ
ておりません。十分実情も見まして、ま
た地元の方々と十分な御了解を遂げて

適当な演習地を得たいと考えている次
第でございます。

○福井(順)委員 次に昭和二十三年四
月九日千葉県山武郡九十九里海岸に米
軍が突如やつて参りましてこの地を接
収して、ここで高射砲の射撃演習を始
め現在に至つております。ところがこ
こは御承知のように、大へん民家に近
接しておることであります。おそれら
くこんな民家に近接した射撃場は、日
本中どこを探してもないことと思うの
であります。当時は占領中のことであ
りまして、何としても反対運動をする
ということができないということか
ら、現地の住民は泣き寝入りになつて
しまつた。その後射撃場を移転しても
らいたいというような運動も起きたこ
とがありましたが、現在ではそういう
射撃場を移転してもらいたいという運
動は起きていないのであります。そこ
ろが何といたしまして、この射撃場は
ほとんど民家の中にあると言つてもい
いくらい民家に近接をいたしております
。しかも朝の九時から夕刻の五時ま
で百二十ミリという大きな高射
砲の突撃射撃をすどんすどんとやるわ
けでありますから、その爆風による被
害、震動による被害というものはま
さに甚大なものがあります。またこの
爆音による文藝上の支障というもの
もまことに甚大なものがあります。従
来多少小学校につきましては、防音施
設をしているところもありますが、そ
れはまだまだ不十分な状態であり
ます。そこで昨年も本委員会におき
まして、強くこれが陸上補償というの
を数項目に分けて要請をいたしました
が、それが今まで全然顧みられてい
ない、なぜ顧みられなかったと申し

と、どうも行政協定十八条にも適用し
ない、あるいは特損法にも適用しな
い。また爆風、震動による科学的な根
拠がないということでありまして、東
京大学の生産技術研究所の糸川博士に
お願ひして、調査をすつと進めて参り
まして、昨年でその調査ができたので
あります。そうしてその調査の結果
は、距離七百メートル以内では、戸障
子がはずれてガラスが割れることがあ
る。また地中にあるものでは、井戸の
コンクリート壁に亀裂が入れ、漏水せ
しめることがある。たなの上の物が落
ちたりするものもほぼこの範囲に属す
る。距離千五百メートル以内では、瓦が
くずれて継ぎ目しつくりと亀裂が生ず
る。また構造的に弱い家屋ではたてつ
けが狂う。距離が千八百メートル以内
では、老朽化した壁に亀裂が入りまた
は剥落することがある。大体三千メー
トル以内までは損害があるようだと
いふ調査の結果が現われてきたのであ
ります。そこでこの調査に基づいて再三
調達庁に交渉いたしましたところ、調
達庁長官、また次長もそうだそうであ
ります。三月末日までには何らかの方
法で陸上補償を出すということを確認
されておるのでありますけれども、こ
れに対して労働大臣の御所見を一つ承
わりたい。

○倉石国務大臣 豊海射撃場のことだ
と思ひますが、この件につきまして
は、損害に対する補償について、すで
に地元被害者の方々から、ただいまお
話のように、行政協定第十八条に基
く補償申請が提出されておりますので、
調達庁は数次にわたつて折衝を重ね
て参つたわけでありまして、そこでこ

の問題の法律上の責任帰属の問題につきましまして、まだ先方との合意に達しておられないわけでありますが、政府は日米合同委員会にこれを提出いたしましたし、解決の運びとなっているわけでありまゝ。しかし一方において、ただいまのお話のような被害者の方々に対する救済措置は、もちろん急を要することであると存じますので、先方との合意に到達するのを待たずに、政府としては、ただいまお話のように、三月末ごろまでには何らかの措置をいたしたいということ、鋭意努力をいたしている最中でありまゝ。

○福井(順)委員 これは現地に行つてみられるとまことに実情がわかるのでありますけれども、とにかく大きな爆発、爆風は人道上的見地からもまことに重大な問題と想うのであります。しかもこの標的機であるところの無人機が何回も人家に落ちて、つい最近では昨年の十二月にこの無人機が人家の庭に落ちました。また高射砲の弾片が何回も何十回もばらばらと落ちてきている。おそろしく今でもときどき高射砲の弾片が降つておるのではなからうかと思われような状態でありまして、地元住民に聞きますと、まるで戦場にいるような気さえるということとを言っております。こういうことでありますから、これはまことに重大な問題で、そこをよく政府としては考えていただかないと、下手をするところ、いろいろな基地は撤退してもらわなければならないという運動にもなりかねないものでありますけれども、そういう敵本主義の運動はわれわれはやらぬことにしまして、とにかく現地の住民に対して、必ず危険を防止

する、また海上補償と同様に陸上補償を必ずするといふ約束で今までずっとなだめてきているような状態でありまゝ。それはもう三年も四年も前からこういう補償の問題が起つてゐるにもかかわらず、今までの調達庁がとつたような態度であれば、とても現地住民の気持ちをわれわれが押えていくことは不可能で、もうその限度にも達してありますから、特にこれは一つ労働大臣から特別な御配慮を早急に賜ふことをお願いする次第であります。聞くところによれば、二十三日に日米合同委員会にこの補償問題がかかるということを知りておられますが、一体総額で幾らくらいこちらからは合同委員会に出されるつもりでしょうか。これを一つ承りたい。

○丸山政府委員 大臣の御答弁にもありましたが、合同委員会の問題は、責任の帰属、法律上米軍が負うべきものであるか、あるいは日本政府かという問題でありまして、補償額を幾らにするかという問題ではございません。地元の申請額はもちろんな当局で知つておるわけでございますが、これを調査いたしましたして、大臣がお話のように、合同委員会の結論いかんにかかわらず、三年越しの大問題でございますから、何らか三月末までには処置をつけたい、かように考えております。

○福井(順)委員 何らかの処置をつけたいという話をもう何年も聞いております。従いましてそういうことを何度聞いても同じことでありますから、特に先ほど私が申し上げましたように、明敏にして有能、しかも國土防衛の風格の労働大臣に特に一つお願いをするわけでありまして、これは早急に政治的

な気持ちで解決をしていただきたい。十

八条には適用しない、あるいはまた特損法には適用しないといふようなことを言つておるようでありますけれども、そういうように条文の解釈をすれば、そうもなりまじやう。しかしながら特損法という法律は私たちが当時作つた法律であります。この立法の精神といふものは、被害をこうむつた住民に對して償ふといふことでありますから、条文をたてにとつて何とか言ひのがれして、補償をしないといふ精神ではないのであります。従いまして何となくこれは補償をしようといふ精神があるならば、私は特損法に入れられないことはならないと思ふ。現に東京灣におけるところの防潜網の非常に大きな被害が海上輸送業者にありまして、これは特損法に入らないといふことでありまして、一年半非常な努力をいたしまして、政令をもって特損法に入れて、りっぱにこれを補償した経験は私は持つております。従いましてこの九十九里の陸上補償の問題にいたしましても、私の解釈をもつてすれば、当時われわれがこの法律を作つたときの精神をもつてするならば、特損法に入らないといふことはないわけでありまゝ。どうか労働大臣は属僚政治にならないように、属僚の片々たる片言を聞かないで、もっと崇高な政治的な精神をもつてこれを一つ早急に解決をつけていただきたい、こうお願いする次第でございます。労働大臣の御所見を一つ承りたい。

○倉石國務大臣 調達庁は非常に厄介な問題ばかり扱つておりますので、調達庁の人々は気の毒だと思つておりますが、この問題につきましては、私が

就任いたしましたときも、早く解決をしなければならぬ問題であるといふので、特に私に引き継ぎがありました。ような次第で、調達庁としては鋭意努力を続けておるわけでありまゝ。とにかく相手方が軍でございますし、なかなかこちらの思うように話が進展しなかつたことは事実であります。さりとて日本の防衛に協力をして、御不便を忍びながら犠牲を払つて下さる地元の方々のことを思えば、私どもとしても追い立てられるような気持ちになるわけでありまして、福井さんの御指摘の通りに、十分事情はわかつておりますから、ただいま申し上げましたように、三月末までには必ず一つ解決をしたいといふことで、その解決方法についてできるだけ、有利にできますように、なお一そう努力をいたしますから、どうぞ御了承願ひます。

○福井(順)委員 大臣の御所見を承わりました。まことに心強くありがたうございまして、厚くお礼を申し上げます。どうぞそのように一つよろしくお願いいたします。

それから委員長にお願いをいたしま

その施設があるけれども、自衛隊には御不浄の施設がないので、そこらじゅう穴を掘つて何百人が御不浄をする。その中に現地民が落つて、どうもまるでくそだらけになつて困つてゐるというふうな状態があつた。一例をあげれば、そういう汚物の問題に至るまで大へんいろいろな問題があります。そこで、これは防衛庁長官にぜひ一ぺんごらんになつていただかなくてはならないと思ひますから、委員長から防衛庁長官にぜひ一つでございだけ早い機会に現地を視察に行かれるようにお勧め願ひたい、これをお願いいたしまして私の質問を終ります。

○保科委員長代理 福井君の前の調査団派遣の件は、理事会に諮りましてきめたいと思ひます。あとの件は、委員長から防衛庁長官に要請をすることにいたします。西ケ久保委員。

○西ケ久保委員 労働大臣にこの際お聞きしておきたいことがあるのです。それは、今自民党の福井委員からまことに基地の協力的な御発言があつて、國民が全部基地に賛成するかのような錯覚を起すのであります。それはそれとして、現在政府でアメリカの要請によつて折衝あるいは交渉をなさつておる立川基地外四つ、五つの飛行場のそれぞれ現在の折衝の状況、それから現段階における状態を、簡単に担当大臣の倉石さんから一つ御説明を願ひます。

○倉石國務大臣 この五つの飛行場については、政府は既定の方針で皆さんに御協力を願つて、条約上の義務を果すといふことについては決定いたしておりますが、その個々の交渉状況について、私はまだ現在の段階を全部よく

存じませんから、事務当局の方から詳細に御報告をいたさします。

○舊ケ久保委員 先ほど福井委員から非常なおほめの言葉をいただいた労働大臣としては、まことに心外な御答弁だと思つております。調達庁の担当大臣になられて日も相当たつております。しかもこの五つの飛行場の問題は、ほかの数日に達する個々の飛行場の問題と違ひまして、おそらくアメリカカとしては、日本の本土をアメリカの軍事基地として使う一つの重要な拠点だと思つております。それだけに反対の運動もこれまた強いのであります。私も考へておることは、アメリカカは、日本の自衛隊の増強があるとなつていかかわらず、そう長い間陸上部隊を置くとは限りません。海軍と空軍で、おそらく日本の基地を永久に確保する意思であらうと思つて。そういつた観点から、五つの飛行場の拡張ができるかできぬかが——アメリカカが今後仮想敵國であるソ連の進歩した航空機に対抗する一つの航空基地を持つ意味で、基地設定の意思があると思つてあります。私はそういう点に日本の将来の運命を左右するような重大なものを持つてゐると思つてゐる。そういう重大な内容を含んでゐる五つの飛行場の拡張の現段階を、担当大臣である倉石労働大臣が御承知ないということ、私は、私はなほ遺憾だと思つて。立川もあんな問題を起してありますし、私は何回となくこの五つの飛行場をつぶさに調査をして参つておりますけれども、現地の諸君のこの問題に対する真剣さといふものは、全く私どもは日本國民として血の逆流するような感じを受けるのであります。そういう現地

民には深刻な問題を与へ、日本の将来に大きな影響を与える五つの飛行場の拡張の問題に対して、担当大臣がごぶさに御存じないということは、まことに私は遺憾至極だと思つてゐる。決しないと思つて。私もこれを断固排撃して、拡張を阻止する決意でもつてやっておりますが、とにかく行政協定あるいは安保条約で縛られた政府が、この問題を解決するといふ点について、はなはだ遺憾な点があるように私は思つてゐる。しかし御存じないなら、ここで幾らお聞きしてもわからぬでしょう。これは倉石さんは一つ早急に勉強されて、五つの飛行場の折衝状態、現地民の苦しい状態をはつきり把握して、適当なりつばな施策を講じていただきたいと思つて。お知りにならないければやむを得ませんが、丸山政府委員から一つ簡明でけっこうですから、現在の折衝状況をはつきりおしやつていただきたい。

○丸山政府委員 現在話し合ひと申します、折衝の継続中のものは、立川、横田、小牧の三カ所でございます。立川に関しては、御承知かと思ひますが、昨年の十一月に騒ぎをいたしました、現地調査をいたしました、その調査の結果に基づきまして買取値段、補償費等の交渉に入る、こういう段取りでございましたが、あそこにはいろいろの条件派、反対派と、一本にまとまつたものでなく、二派ある。その条件派の方々につきましては、買取値段、補償等の話し合ひを進めております。一方反対派と申される方につきましても、東京都知事から、やはり同じ都民であるから何とか自分の力ででも円滑に話し合ひで進めたい、こういうことでございまして、私もそれに越したことはございせんので、お願いいたしておるわけでございます。実は都知事が昨年の十二月に入られてから、私の承知する限りでは、一月の二十五日に都知事はいわゆる反対派の方々と会われて、もう一回最終的に、調達庁がだめであれば担当大臣に会つて、円満な話を進めるようにという態度がありました。それに基きまして地元では、この十五日に都を通じまして、倉石大臣にお会いしたい、こういうことでございまして、さういふことは翌日会いたい、こういうお伝えをいたしました。向うの都合が悪いからちょっと待つてほしいということ、現在こちらでは、大臣はお待ちになつており、私も都知事の話によつて、話がこのことによつて円滑にいくように、一日千秋の思ひで待つてゐるのが現在の状況でございます。

横田の方は全部一本にまとまりまして、あの提供にしましては、中学校の敷地問題その他いろいろの問題がございまして、全部話し合ひで片づきました。従ひまして現在、土地の値段を幾らで買つか、補償をどうするか、こういう値段問題を今話し合ひ最中でございます。

それから小牧の方は、あそこは関係市町村が五カ市町村ありますので、そのうちの全部が全部とはまとまつておりませんが、すでに三カ町村とは話し合ひの段階になり、やはり値段の交渉中でございます。あとの二カ町村に關しまして、愛知県知事があつせん、大いに努力されて、今どういふような条件その他ならばできるものと、鋭意御努力なさつておられますので、その結果を待つておるのが現状でございます。

○舊ケ久保委員 先般の内閣委員会では、倉石労働大臣は、できるだけ早くこの問題を片づけていきたいというお話でございまして、私もそのお察しするところでは、アメリカの会計年度の終末である六月末日ごろまでには、そのうちの一つくらいは何とか解決をしたという御意思であつたようでありまして、やはり倉石労働大臣としては、五つの飛行場のうち一つでも、六月末日ごろまでには解決したいという御意思がある。さらに現在の折衝状況でどこかの基地が、当局の思ふように、アメリカの会計年度の終りである六月末日までには、大体話し合ひのめどがつくような御自信があらくなるかどうか、この点を一つお伺いしたいと思ひます。

○倉石労働大臣 米会計年度のかかるころまでには私どもの計画通りに達成したい、こういうことで努力をいたしておる最中でありまして。

○舊ケ久保委員 その中で一つくらいは大体お見込み通りに進む可能性のあるところがあるかどうか。

○倉石労働大臣 今丸山政府委員の申し上げました三つともぜひやりたいと考えております。

○舊ケ久保委員 だいたひ答弁をおぼかしになるのですが、私は具体的に聞いてゐるのです。それは御希望はその通りでしよう。従つてその希望のうちどの一つかでも、大体六月末日ごろまでに達成できるお見込みのあるところがあるかどうかを具体的に聞いてゐる。

○倉石労働大臣 今政府委員から申し上げましたような交渉の経過でありますから、私は三つともやる見通ししております。

○舊ケ久保委員 御自信のほどはまことにつてございまして、私が重ねて倉石労働大臣にお聞きしたいことは、これはもうずっと前からの懸案であります。基地の補償ないしは買取の価格であります。これは非常にまちまちでありまして、私もものずつと調査した範囲内においても、先般は倉石労働大臣はおいでにならなかつたので、九州の都築等に参りますと、付近の住民が非常に積極的な協力をいたしまして、農地等も非常に苦しい中からこれを政府に提供してゐるのであります。にもかかわらず買取価格ないしは補償の価格が非常に少いのであります。反面、反対が強いからということではないと政府はおしやるけれども、いつも例に出して失礼であります。私が直接関係した妙義等は、山の中の草っ原を一反歩三十六万円も出して買つていらつしやる。それは例にならぬとおしやるけれども、全然使ひものにならない山の中の草っ原に一反三十六万円もお出しになつてお買ひになるというところは、これは例になるならぬは別にしまして、現実に御買ひになつて金を払つていらつしやる。政府当局は基準にせぬとおしやるけれども、基準にするせぬは別にしまして、現にそういうものを買い上げてゐるのだから、これは一つの事実であります。最初から政府のおしやることに御無理ごもつても自分の土地を提供した者に對しては、私の言葉で言わると、踏んだりけつたり、まるで買ひたたきのやうな状態である。私は御承知のよう

に思うのであります。たとえば欧米局長も調停ではなくとも、両方の話を聞いて何らかそこに妥結の点を見出したいという御努力をしている間に、突如として勝手に井戸掘りを始める。井戸掘りを始めるのもよろしいでしょうが、せっかくそうした折衝の過程におきまして井戸掘りを始めて、何か太田市の計画に水をさすというか、まるで反対なことをするということなことであっては——私どもは私どもの立場として別個なものを持っておりまして、政府としてもやはりアメリカの方にも相当強硬な御主張をなさって、一日も早く軍と太田市との間に話をつけて、そういうトラブルが起らないような処置をすべきじゃないかと思う。もし欧米局長がその立場でなかったならば、これは基地でありますから、いわゆる調達庁なりあるいは労働大臣などにもやはり御心配いただいて、私としては、今のままの対立状態と申しますか、軍は軍、太田市は太田市というようなことではなくて、もう少し解決のめどをつけてもらうような努力を政府に要請したのであります。政府としては当面欧米局長でけっこうですが、一つ自分から乗り出してあの問題を早く解決して、少くともその場合に軍の方に政府が肩を持つのではなくて、あくまでも太田市民全体の問題としてお考えになって、手を打っていただく意思があるかどうか。またそれに對して解決のできるめどがあるかどうか、おっしゃっていただきたいと思うのであります。

○千葉政府委員 先ほどそういう解決のめどをせっかくいろいろ考え申であつたと申し上げたつもりでありました。今のところ実を申しますと、まだはっきりとどうしたいかという成案を得ておりません。ただ軍側におきましても、従来太田市並びに太田市民からキャンピングに対して与えられた協力に對しては、非常に感謝をしておるわけでありまして、太田市または市民がいろいろな不自由を忍んできた。そうして軍への水の供給を潤沢にしてくれたということは、十分認識しておるわけでありまして、そうしてまた太田市の水道拡張計画についても非常な関心を示しまして、これにも協力したいという意図をある時期には示しておいたのであります。が、何分にも経済的な問題がございまして、いろいろ軍側の予算の都合などもあるのじゃないかと存じます。が、結局太田市の要求といえますか、太田市が期待していたところと軍側の考えとが一致しませんで、その間に多少意思が通じなかつた面もありまして、今日のような事態になつて非常に遺憾に存じます。しかし軍側は何がしか太田市に有利になるように解決したい、そういう希望は持つておると私は推察いたしておりますので、円満な解決が遠からずできると考えております。

○舊ケ久保委員 この点いかがでしょう。今井戸を掘っているわけですが、井戸掘りが完成した際には、太田市からの給水を持たなくとも軍自体自給自足できるのか、あるいは井戸掘りは太田市の有る程度の水道給水を受けて、その補充としてのお役をなすものか、あるいは現在の軍の計画はこの点どのようなになつておりますか。

○千葉政府委員 私は軍側の計画を十分承知いたしておりますので、それができ上りました後にどうなるかということとは、はっきり申し上げられませんが、しかしながら私どもの想像では、その工事ができましても相当太田市の水道に期待している。将来も太田市から相当量の水の供給を受けなければならぬのではないかと、こういうふうに想像いたしております。

○舊ケ久保委員 私もまだ現地を調査しておりませんので、私からも具体的なことは申し上げられませんが、この問題はやはり今まで長い間、千葉政府委員も御指摘のように、相当太田市民の駐留軍に対する協力ということがありまして、私どもからするとまことに残念な形体であるけれども、太田市民は相当協力しているのにもかかわらず、この場になつて、たとい経費の問題はありましようとも、私は軍のあの膨大の予算からすれば、太田市の水道増設に対する経費等はそう莫大なものとは考えられません。従いまして私個人としてはまことに遺憾に考え、こういつたことを申し上げるのははなはだ残念であります。しかし太田市の現況を考えますときには、これはやはりほうっておけませんので、ぜひここでは希望として、せっかく調達庁もおいでになつておるし、倉石労働大臣もおいででありますから、一つ調達庁でも御協力願つて、この問題をできるだけ早く、太田市民の利益を基本にお考えになつて、解決の衝に當つていただく。そうして大きなトラブルの起る前にぜひ解決をしていただくように一応ここでお願いを申し上げます、私あらためて現地に参りまして詳細に調査の上、またたきすべきことはただしたいと思うのであります。

以上きようは希望を申し上げて私の質問を終わりたいと思います。

○保科委員長代理 明日は午前十時より開会することにいたしましたので、本日はこれにて散会いたします。

午後三時十八分散会

昭和三十一年二月二十四日印刷

昭和三十一年二月二十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局